

**情報政策関連事業に係る収賄容疑による職員逮捕・起訴事案
に関する検証結果（中間まとめ）【別添資料】**

	資料名	頁	本文の 該当頁
別添1	監察本部設置要綱及び検証チーム設置規程	1	3
別添2	中安補佐の職歴	8	5
別添3	中安補佐の所属部署の所管事項等(平成17年4月以降)	9	6
別添4	日本システムサイエンス社の概要	13	6
別添5	日本システムサイエンス社が受託等した事業一覧	17	7
別添6	要件定義提案請負業務の仕様書及び評価項目	18	9
別添7	中安補佐評価結果	33	10
別添8	中安補佐評価結果と各評価委員の評価比較表	47	11
別添9	日本システムサイエンス社が受託等した事業の評価結果	48	17
別添10	出勤管理に関する規定等	49	26
別添11	中安補佐の出勤簿及び休暇簿(平成22年以降)	51	28
別添12	中安補佐の支給端末の操作記録等の解析結果	64	29
別添13	出張に関する規定等	65	30
別添14	中安補佐の旅行命令簿(平成22年以降)	67	30
別添15	中安補佐が行った講演・シンポジウム等	70	31

厚生労働省監察本部設置要綱

平成23年1月19日
平成27年10月14日改正
厚生労働大臣伺い定め

1 目的

厚生労働省でこれまでに生じた不祥事の反省を踏まえ、重大な不祥事が発生した場合に迅速に事案の検証及び再発防止策の検討（以下「事案の検証等」という。）を行うこと等を目的として、厚生労働省内に「厚生労働省監察本部」（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部の構成

- (1) 本部長は厚生労働大臣とする。
- (2) 本部長代理及び副本部長を置く。本部長代理及び副本部長は、本部長が、厚生労働大臣及び厚生労働大臣政務官からそれぞれ1名ずつ選任する。
- (3) 本部員を置く。本部員は、別紙1に掲げる職にある者とする。
- (4) 外部有識者からなる専門員を置く。専門員は、別紙2に掲げる者とする。

3 本部の運営等

- (1) 本部は、厚生労働省職員（内部部局、地方支分部局、施設等機関の職員をいう。以下同じ。）による重大な不祥事が判明した場合その他本部長が必要と判断した場合に招集し、事案の検証等を行う。
- (2) 事案の検証等に当たっては、必要に応じてワーキングチームを設置する。地方支分部局職員による不祥事に関するワーキングチームの設置に当たっては、事案の内容に応じ、地方支分部局法令遵守委員会（「地方支分部局法令遵守委員会設置規程」（平成18年12月19日厚生労働大臣伺い定め））を活用する。
- (3) 本部は、重大な不祥事に関する事案の検証等に加えて、その他の不祥事の内容・対応状況や内部監察の結果、法令遵守徹底のための取組等について適宜報告を受け、改善に向けた検討を行う。

- (4)本部長は、上記(1)又は(3)のために、本部に本部員以外の厚生労働省職員の出席を指示し、また、専門員以外の外部有識者の出席を求めることができる。

4 大臣官房監察室の設置等

- (1)本部の事務局としての業務を行うために、大臣官房に監察室を置く。その体制は次のとおりとする。
- ① 監察室に、室長及び室長代理を置く。大臣官房人事課長を室長とし、大臣官房地方課長、参事官(地方担当)及び会計課長を室長代理とする。
 - ② 監察室に、監察官及び監察官補佐を置く。監察官及び監察官補佐は、大臣官房人事課、地方課及び会計課の職員から監察室長が任命する。
- (2)監察室の庶務は大臣官房地方課及び会計課の協力を得て、大臣官房人事課において処理する。
- (3)発生した不祥事に関連する省内各部局は、事案の検証等において監察室に協力する。
- (4)上記(3)の他、省内各部局は、監察室からの要請に応じて、本部が招集された際に、上記3の(1)を除く不祥事の内容・対応状況や内部監察の結果、法令遵守徹底のための取組等について報告し、本部において指摘を受けた点について改善策を講じる。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項については、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

附則(平成27年10月14日厚生労働大臣伺い定め)

この要綱は、平成27年10月14日から施行する

(別紙1)

厚生労働省監察本部員となる役職

事務次官

厚生労働審議官

官房長

総括審議官

人事課長

参事官(人事担当)

地方課長

参事官(地方担当)

会計課長

会計企画官

(別紙2)

厚生労働省監察本部専門員

荒井 史男(弁護士)

井出健二郎(大学教授)

篠原 榮一(公認会計士)

萩尾 保繁(弁護士)

柳 志郎(弁護士)

厚生労働省監察本部

本部長	塩崎 厚生労働大臣
本部長代理	竹内 厚生労働副大臣
副本部長	三ッ林 厚生労働大臣政務官
本部員	二川 厚生労働事務次官
	岡崎 厚生労働審議官
	蒲原 大臣官房長
	宮野 総括審議官
	田中 大臣官房人事課長
	八神 大臣官房参事官（人事担当）
	達谷廬 大臣官房地方課長
	伊東 大臣官房参事官（地方担当）
	橋本 大臣官房会計課長
	岸本 大臣官房会計企画官
専門員	荒井 史男（弁護士）
	井出 健二郎（大学教授）
	篠原 榮一（公認会計士）
	萩尾 保繁（弁護士）
	柳 志郎（弁護士）

（敬称略）

検証チーム設置規程

平成 27 年 10 月 21 日

厚生労働省監察本部長伺い定め

（設置目的）

第 1 条 今回の職員の収賄による逮捕を踏まえ、事案の検証及び再発防止策の具体的な検討を行う。

（組織等）

第 2 条 検証チームの構成員は別紙のとおりとする。

2 検証チームの庶務は大臣官房人事課において処理する。

（検討事項）

第 3 条 検証チームは、第 1 条の目的を達成するため、検討を行う。

（補足）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、検証チームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規程は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

(別紙)

検証チーム

(主査)

竹内 厚生労働副大臣

(メンバー)

篠原 榮一 (公認会計士)

萩尾 保繁 (弁護士)

柳 志郎 (弁護士)

宮野 甚一 (総括審議官)

田中 誠二 (大臣官房人事課長)

八神 敦雄 (大臣官房参事官 (人事担当))

橋本 泰宏 (大臣官房会計課長)

中安一幸（なかやす かずゆき）

昭和44年10月27日生

職歴／勤務地整理 （ ）内は併任先

- H 3. 4 国立療養所兵庫中央病院会計課歳出係・補給係
- H 7. 4 厚生省保健医療局国立病院部経営指導課経営監査指導室出納係
- H 9. 4 厚生省健康政策局医事課試験免許室国家試験係
- H 12. 4 厚生省保健医療局国立病院部経営指導課経理係
- H 13. 4 厚生労働省健康局国立病院部経営指導課主査経理係
- H 14. 4 国立国際医療センター国立看護大学校事務局総務課経理係長
- H 17. 4 厚生労働省医政局研究開発振興課医療機器・情報推進室
管理係長
- H 19. 4 （厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室）
- H 20. 4 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課情報企画室
情報化推進第一係長
（厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室）
- H 21. 4 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課情報企画室
情報化推進第二係長
（厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室）
- H 23. 10 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室長補佐
- H 24. 4 厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室長補佐

中安補佐の所属部署の所管事項等（平成17年4月以降）

期間	所属していた組織名	厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)	厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)	厚生労働省の内部組織に関する訓令(平成13年厚生労働省訓第1号)	その他設置規程
平成17年4月 ～平成20年3月	医政局研究開発振興課医療機器・情報室	(医政局の所掌事務) 第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～九 (略) 十 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業(化粧品にあつては、研究及び開発に係る部分に限る。)の発達、改善及び調整に関すること。 十一 医療機器(医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。)の配置及び使用に関すること。 十二～十五 (略) 十六 前各号に掲げるもののほか、公衆衛生の向上及び増進に關すること(大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。) (研究開発振興課の所掌事務) 第三十九条 研究開発振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五 (略) 六 保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関すること。 七 医療技術の評価に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)	(医療機器・情報室) 第十七条 研究開発振興課に、医療機器・情報室を置く。 2 医療機器・情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 医療機器(医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。)の配置及び使用に関すること(指導課の所掌に属するものを除く。) 二 保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関すること。 三 医療技術の評価に関すること(他局の所掌に属するものを除く。) 3 医療機器・情報室に、室長を置く。		

[illegible]

平成20年4月 ～平成23年9月	大臣官房統計情報 部企画課情報 企画室（併任）	（大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十九（略） 二十 人口動態統計、毎月勤労統計調査その他統計に関すること（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。 二十一 厚生労働省の情報システム（他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。 二十二 国立国会図書館支部厚生労働省図書館に関すること。 二十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 2 統計情報部は、前項第二十号から第二十二号までに掲げる事務並びに同項第二十三号に掲げる事務のうち資料その他の情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関することをつかさどる。 （企画課の所掌事務） 第二十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五（略） 六 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他局及び政策統括官並びに人口動態・保健社会統計課及び雇用・賃金福祉統計課の所掌に属するものを除く。）。 七（略） 八 前各号に掲げるもののほか、統計情報部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。	（統計企画調整室、審査解析室及び情報企画室） 第七条 企画課に、統計企画調整室、審査解析室及び情報企画室を置く。 2～5（略） 6 情報企画室は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他局及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）のうち次に掲げるものをつかさどる。 一 厚生労働省の情報システムの総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。 二 厚生労働省の情報システムの開発及び改善並びに利用の管理に関すること。 7 情報企画室に、室長を置く。		
---------------------	-------------------------------	---	--	--	--

平成 24 年 4 月 ～平成 27 年 10 月	政策統括官付 情報政策担当 参事官室	(政策統括官の職務) 第十五条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 二 少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 三 厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案に関すること。 四 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案の調整に関すること。 五 厚生労働省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。 六 厚生労働省の行政の審査に関すること。 七 厚生労働省の所掌事務に関する年次報告書に関すること。 八 厚生労働省の所掌事務に関する経済問題に関する総合的な分析及び見通しの作成並びに産業労働事情の調査に関すること。 九～十六 (略) (参事官及び政策評価官) 第百三十一条 本省に、参事官四人及び政策評価官一人を置く。 2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務(第十五条第五号の規定に係るものを除く。)を助ける。 3 (略)	(政策企画官、社会保障財政企画官、労働経済調査官及び調査官) 第七十四条 本省に、政策企画官五人、社会保障財政企画官一人、労働経済調査官一人及び調査官二人を置く。 2 政策企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に係るもの(社会保障財政企画官及び調査官の所掌に属するものを除く。)を助ける。 3 社会保障財政企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策に関する企画及び立案並びに調整に関する事務で財政を是れとするとする特定事項に係るものを助ける。 4 労働経済調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち労働に関する経済問題に関する総合的な分析に係るものを助ける。 5 調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち労働関係に関する特定事項の調査、企画及び立案を助ける。	(政策統括官の職務の範囲) 第 43 条 政策統括官のうち 1 人は、次に掲げる職務をつかさどる。 (1) 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 (2) 少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(次項に規定する政策統括官の所掌に属するものを除く。) (3) 厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案に関すること(次項に規定する政策統括官の所掌に属するものを除く。) (4) 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案の調整に関すること(次項に規定する政策統括官の所掌に属するものを除く。) (5) 厚生労働省の所掌事務に関する政策の評価に関すること(次項に規定する政策統括官の所掌に属するものを除く。) (6) 厚生労働省の行政の審査に関すること(次項に規定する政策統括官の所掌に属するものを除く。) (7) 厚生労働省の所掌事務に関する年次報告書に関すること(次項に規定する政策統括官の所掌に属するものを除く。) (8)～(11) (略) 2 (略) (情報政策担当参事官室) 第 44 条の 2 政策統括官の下に、情報政策担当参事官室を置く。 2 情報政策担当参事官室は、厚生労働省の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案に関することのうち、主として情報政策に関することをつかさどる。 3 情報政策担当参事官室に、室長(組織令第 19 条第 1 項に規定する参事官をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。
--------------------------------------	-----------------------------------	---	--	---



日本システムサイエンス株式会社

トップページ > 会社案内 会社概要



会社概要

会社組織

アクセス

採用情報

会社概要

商号	日本システムサイエンス株式会社 Nippon System Science, Ltd
設立	1990年(平成2年)6月
代表者	代表取締役 八幡秀彌
本社所在地	東京都千代田区平河町二丁目4番14号 平河町KSビル3階 〒102-0093 アクセス TEL:03-3262-4311(代表)FAX:03-3262-4322
四国事業所	香川県高松市宮脇町一丁目1番23号 帝大ビル6階 〒760-0005 TEL:087-887-7341 FAX:087-887-7342
従業員数	20名
取引銀行	りそな銀行、みずほ銀行、三井住友銀行
沿革	平成14年6月 本社を千代田区三番町へ移転 平成17年5月 本社を千代田区平河町へ移転 平成23年7月 四国事業所を開設 平成24年4月 日本スマートケア株式会社を設立
事業内容	◇医療情報標準化普及促進事業 ◇医療情報セキュリティ推進事業 ◇情報システム構築支援サービス ◇アドバンスト・コンサルティングサービス ・プロジェクトマネジメント ◇情報セキュリティ関連サービス
所属団体	保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS) 日本HL7協会 保健・医療・福祉情報セキュアネットワーク基盤普及促進コンソーシアム (HEASNET) 一般社団法人 日本医療介護経営研究機構

(日本システムサイエンス株式会社のホームページより引用)



[トップページ](#) > [会社案内](#) 会社組織



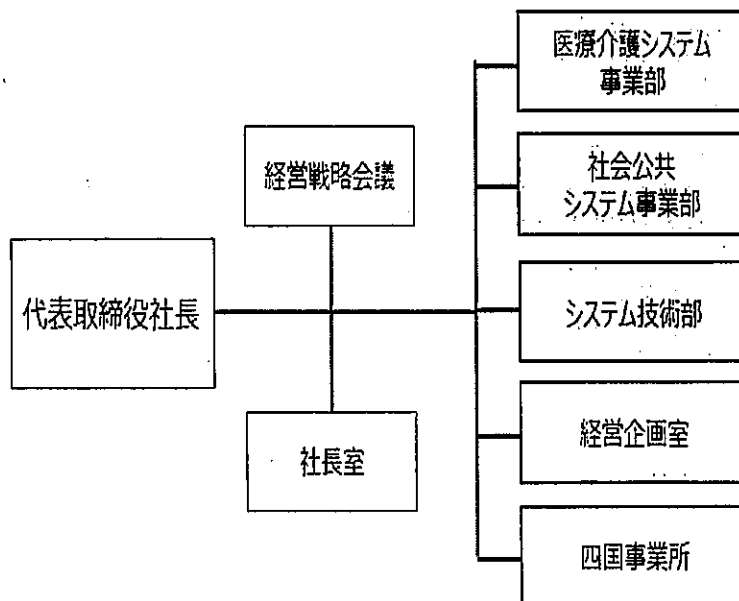
会社組織

[会社概要](#)

[会社組織](#)

[アクセス](#)

[採用情報](#)



(日本システムサイエンス株式会社のホームページより引用)



トップページ > 事業案内 医療情報標準化普及促進事業



事業案内

CORPORATE INFORMATION

医療情報標準化普及促進事業

医療情報セキュリティ推進事業

プロフェッショナルサービス

医療情報標準化普及促進事業

医療における情報化が進み、患者のニーズの多様化、医療の高度化・専門化等が進む中で、患者本位で、より質が高く効率的な医療サービスを提供するための医療情報システムの整備が課題となっています。

近年、厚生労働省および経済産業省は、連携をとりながら、重点的にITにおける標準化に取り組んでおります。弊社は、このような国の政策案件である医療情報システムを中心とした情報化プロジェクトに参画し、標準化の規約作り、適用推進の観点からの実証事業を伴った普及推進事業を実施しております。

医療情報セキュリティ推進事業

保健・医療・福祉分野では、カルテや診療録等の診療情報の電子化が推進されています。医療機関間の電子的な情報連携が普及することは、医療の質の向上につながるものと期待され、情報通信の運用においては、個人情報の保護や情報セキュリティの確保がますます重要な課題としてクローズアップされてきました。

保健・医療・福祉分野の関係機関の情報システムには、情報漏洩、ハッキング、ウィルス、なりすましなどによるインターネット上の脅威から守る環境を整えることが求められています。暗号化、電子署名、電子認証などの技術を駆使して安全に情報を伝送・参照できるような環境整備を図るとともに、医療情報を取り扱う際の運用面においても適正を期することが必要です。当社の持つ豊富な経験とノウハウにより、セキュリティコンサルティングから診断、対策に至るまで最適なセキュリティサービスを提供いたします。

プロフェッショナルサービス

私たちは、お客様が求める問題解決のためのプロフェッショナルなサービスを提供することに力を入れています。様々なプロフェッショナルサービスのうち、特に以下の3つのサービスをご提供いたします。

アドバンスト・コンサルティングサービス

企業の情報システム構築のコンサルティングや営業戦略の策定支援およびPMO業務などをお手伝いします。

- ◇情報システムの企画およびシステム化計画のコンサルティング
- ◇PMO(プロジェクト・マネージメント・オフィス)業務
- ◇BPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)

システムサービス

メインフレーム系からオープン系までの情報システム構築を幅広くお手伝いします。

- ◇一般企業向けおよび金融系システム開発支援
- ◇情報通信技術の研究開発支援
- ◇医療情報システム開発支援
- ◇社会公共、流通システム開発支援
- ◇ネットワーク構築および運用管理支援

システム監査、ISO、JIS認証取得支援サービス

セキュリティ診断やコンサルティングおよび監査等を行います。

また、Pマーク等の認証取得をお手伝いします。

- ◇システム監査サービス
- ◇QMS、ISMS、Pマーク取得サービス

□

(日本システムサイエンス株式会社のホームページより引用)



トップページ>プロジェクト>プロジェクト一覧



プロジェクト

PROJECT INFORMATION

プロジェクト一覧

◇H23 医療・介護周辺サービス産業創出

◇H22 地域見守り創出調査研究事業

◇H21 地域見守り支援システム実証事業

◇H20 周産期救急医療調査研究

◇H20 3省連携 健康情報活用基盤

◇H16 相互運用性実証事業

【実施プロジェクト】

平成23年	医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出実証事業 (IT等を活用した医療・介護周辺サービス産業創出調査事業) 医療情報化促進事業(小児疾患連携医療)～平成24年 社会保障分野における情報化推進事業(番号制度、情報連携基盤、通信、認証、認可等の要件定義等)
平成22年	地域見守り創出調査研究 医療情報化促進事業(小児疾患連携医療)
平成21年	地域見守り支援システム 社会保障カード(仮称) ～平成22年
平成20年	3省連携 健康情報活用基盤 ～平成22年 周産期医療及び救急医療を支援する情報活用等に関する調査研究
平成16年	医療情報システムにおける相互運用性の実証 ～平成19年

(日本システムサイエンス株式会社のホームページより引用)

日本システムサイエンス社（NSS 社）が受託等した事業

※ 27、28 年度の事業については、契約を解除済み

年度	事業名	契約日	契約金額 (円)	応札社数 (NSS 社を含む)
20	社会保障カード（仮称）にかかる制度設計に向けた検討のための、安全かつ効率的な情報アクセス及び認証方式等に関する機能検証及び提案業務	平成 21 年 1 月 5 日	99,991,500	1 社
21,22	社会保障カード（仮称）の実証事業に係るマネジメント及び制度設計に向けた検討のための提案に関する請負業務	平成 21 年 9 月 11 日	224,690,000	5 社
23	社会保障分野での情報連携のための通信・認証・認可等の要件定義に資する提案請負業務	平成 23 年 11 月 18 日	139,879,110	2 社
	社会保障分野での番号制度に伴う利用場面の実装設計に資する仮想環境構築請負業務		74,324,460	4 社
24	医療等分野での情報連携のための通信・認証・認可等の要件定義に資する提案・技術検証請負業務	平成 24 年 8 月 23 日	119,991,875	2 社
26	医療保険者等における番号制度の活用に関する調査研究	平成 26 年 4 月 1 日	288,353,250	1 社
27,28	医療保険者等の番号制度導入支援等に係る調査研究業務	平成 27 年 6 月 5 日	599,968,080	1 社

(参考) 受託者から日本システムサイエンス社に再委託した事業

20~22	健康情報活用基盤実証事業	平成 20 年 7 月 1 日 (浦添市との契約日)	432,080,000 (浦添市との契約額)	1 社
-------	--------------	-------------------------------	---------------------------	-----

※ 国と浦添市の契約であり、日本システムサイエンス社は再委託先

社会保障分野での情報連携のための
通信・認証・認可等の要件定義に資する
提案請負業務の仕様書

平成 23 年 10 月
厚生労働省

1. 件名	1
2. 目的・背景	1
3. 業務内容	1
4. 提案要求事項	4
5. 納入	7
5. 1 納入成果物	7
5. 2 納入場所	7
6. 検査	8
7. 知的財産等	8
参考資料	9

1. 件名

社会保障分野での情報連携のための通信・認証・認可等の要件定義に関する提案請負業務

2. 目的・背景

社会保障・税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）の検討の一環として、社会保障分野に関する情報連携や個人情報保護の枠組みに関して、国民の利便性と情報の機微性を踏まえた制度設計を行うための基盤整備を行う必要がある。平成23年6月に決定した「社会保障・税番号大綱」において、特に機微性の高い医療情報等の取扱いについては特段の措置を講じる必要性が記載されており、それを踏まえて医療分野での活用も議論されているところである。

本事業では、番号制度を医療分野で活用するにあたり、以下の3点について、情報の機微性と利便性を考慮した技術検討を行い、標準仕様を確立することを目的とする。

(1) 情報連携を行うセキュアな通信網として IPsec 及び IKE の相互運用性を確保するための技術と方法を確立する。

（以下、「IPsec 及び IKE の相互運用に向けた検討」という。）

(2) 情報連携を行う医療機関等の機関認証技術と方法を確立する。

（以下、「機関認証基盤の検討」という。）

(3) シングルサインオン連携を実現するための要素技術として SAML 及びアサーションの活用技術と方法を確立する。

（以下、「SAML アサーション活用技術の検討」という。）

3. 業務内容

本業務は、平成23年度に成果を求めることを前提として実施する。

具体的には、以下の3つの業務を行うこと。

(1) IPsec 及び IKE の相互運用に向けた検討業務

医療分野でのユースケースの1つとして、医療機関と医療保険者間での連携が挙げられる。この医療機関と医療保険者間で連携させる機微性の高い情報を保護するには、悪意のある第三者の介入を防止する必要がある。

医療機関と保険者の間で第三者の介入を排除するには、医療機関と医療保険者を結ぶネットワークの認証、及び機関同士の真正性の確保が重要であり、その手段の1つとして、厚生労働省「医療情報の安全管理に関するガイドライン」には、次世代通信プロトコルである IPv6 では標準実装されている IPsec (Internet Protocol for Security)、及び接続時の機関認証や暗号通信をネゴシエーションする IKE (Internet Key Exchange) に基づいた安全な通信方式が例示されている。いくつかの事業者において、これらの例示された通信方式を提供しており、オンラインレセプト請求業務では使用されているが、事業者間での相互運用性を確認した事例は報告されていない。

番号制度に伴い、医療機関や医療保険者同士でより広域な（つまり N 対 N の）情報連携を実現させるためには、異なる事業者が提供するネットワーク同士の相互運用が必要である。

本事業では、以下の通り、医療分野におけるネットワーク基盤として、IPsec と IKE に関する技

術と方法について検討し、提供事業者に依らないセキュアなネットワークの相互運用に向けた有益な提案としてまとめることを要求する。

- 1-1) ネットワーク上の脅威から守るべき資産や具体的な攻撃方法について現状を踏まえて整理する業務。
- 1-2) クラッカーを排除するための認証及び鍵交換方式として、IKE について相互運用性を確保するために必要な技術検討を行う業務。
- 1-3) 暗号通信を行う方式として、IPsec について相互運用性を確保するために必要な技術検討を行う業務。

(2) 機関認証基盤の検討業務

医療分野でのユースケースのうち、最も求められているサービスの一例として、医療保険資格確認サービスがある。この医療保険資格確認サービスにおいて情報の機微性を確保するためには、医療保険者が、アクセスしてきた医療機関が悪意のある第三者でないことを確認できる認証基盤の存在が必要条件である。

具体的には、保険者に対してアクセスしてくる機関の存在性や保険医療機関としての認可などの真正性を確認するために、信頼できる登録機構が必要である。

また、登録後の医療保険資格確認時の認証において、なりすましができないような技術的な仕組みも必要である。

本事業では、以下の通り、これらの要件を満たす技術として、医療機関を公開鍵基盤によって認証する認証基盤及び認証局を整備する技術と方法について検討し、機関認証基盤の導入に向けた有益な提案として検討成果をまとめることを要求する。

- 2-1) なりすましに由来するネットワークの脅威から守るべき資産や具体的な攻撃方法について現状を整理する業務。
- 2-2) 公開鍵基盤を用いて外部ネットワークと接続する機器等の真正性を担保する方法について検討する業務。
- 2-3) 公開鍵基盤を用いて機関認証基盤を整備するための会議を開催して検討結果を取りまとめる業務。
- 2-4) 機関認証基盤導入に向けた制度設計に有用な提案、創意工夫や、実施可能な厚生労働省に対する支援業務。

(3) SAML アサーション活用技術の検討業務

「社会保障カード（仮称）」構想当時（当時は「中継データベース」と仮称した機能）から検討を重ね知見を蓄積してきた、SAML2.0 及び ID-WSF2.0 を用いた、仮名化したシングルサインオンサービスのモデリング及び標準化に向けた提案が主たる業務となる。

本方式は公開されたプロトコル等に基づいて構成されたフレームワークであると言えるが、実装事例に乏しく、社会基盤として安全かつ効率的に機能するよう実装要件を定義する必要がある。

本事業では請負事業者を中心に産業界の知見を結集して、以下の業務を遂行することを要求する。

- 3-1) 将来的な社会基盤の構築に向けた当該フレームワークの実用性を検証する業務。
- 3-2) 安全かつ利便性の高いシングルサインオンモデルを論理的に構築する業務。
- 3-3) アサーションの構造について標準化、規格化する業務。

3-4) 利用場面の検討成果を踏まえつつ、ユーザアクセスにかかる許可とその他の属性情報の取得・格納方法を確立する業務。

3-5) 社会基盤として成立したときの構築費用に関する概算見積業務。

上記業務を遂行するための前提条件等は、事業を通じて当室とともに検討することとなる。また、SAML2.0 及び ID-WSF2.0 を用いた仮名化したシングルサインオンについては、以下に挙げる「SAML に関するドラフト群」を参考にして、当室において実装仕様案を作成しているところである。しかし、以下に挙げるドラフトに細部が規定されていない部分については、当室において想定の上で論理的構築を試みたものであるため、本事業で、これを検討の基礎として内容を精査し、修正を加えて成案とすること。

(SAML に関するドラフト群)

○Oasis Security Services Use Cases And Requirements (Consensus Draft1, 30 May 2001)

※上記ドラフトは以下から入手可能

<http://www.oasis-open.org/committees/security/docs/draft-sstc-saml-reqs-01.pdf>

○Bindings for the OASIS Security Assertion Markup Language (SAML)V2.0 – Errata Composite (Working Draft 05, 1 December 2009)

○Conformance Requirements for the OASIS Security Assertion Markup Language (SAML) V2.0 – Errata Composite (Working Draft, 1 December 2009)

○Metadata for the OASIS Security Assertion Markup Language(SAML)V2.0 – Errata Composite (Working Draft 04, 1 December 2009)

○Profiles for the OASIS Security Assertion Markup Language(SAML)V2.0 – Errata Composite (Working Draft 06, 1 December 2009)

○Assertions and Protocols for the OASIS Security Assertion Markup Language(SAML) V2.0 – Errata Composite (Working Draft 06, 23 December 2009)

※上記ドラフトは以下から入手可能

<http://saml.xml.org/saml-specifications>

以上の3つの業務を遂行するにあたり、標準化や公平性の観点から、それぞれの分野の関係者や専門家（以下、総じて「有識者」と呼ぶ）の知見も取り入れるプロセスが望ましい。そこで、請負事業者は本業務の一環として、有識者との意見交換や協議を行い、その過程や結果を整理して報告書に反映させること。有識者の選定等については当室と協議の上で決定する。

4. 提案要求事項

企画書に記載していただく事項は以下のとおりである。

なお、各項目とも詳細かつ具体的に記載することとし、適切な図版等を用いて分かりやすさに心がけること。また、引用できる文献、規格、根拠等がある場合は明示すること。巻末の「参考資料」に挙げるガイドライン等についても熟読し、本事業の背景や根拠、関係性について提案書に明記されたい。

※提案の評価にあたっては、これまでの技術に関する検討経過、沿革、構想等に関する知識、その背景となる制度や技術に関する理解を問うこととなるので、留意すること。

(1) 事業の目的・実施内容

社会保障と税に関わる番号制度や厚生労働省関連業務に関する制度、業務内容および技術的背景について理解し、以下の観点で本事業との関連性を明記した上で、本事業の目的と意義について、分かりやすく記載すること。

- ① 新たな情報通信技術戦略及び社会保障と税に関わる番号制度など、政府政策における本事業の目的を明らかにすること。
- ② 厚生労働省の各種ガイドラインや各種セキュリティ対策との関係についての整理・理解を明らかにすること。

また、社会保障分野の情報化・ネットワーク化を安全に推進する方策について理解し、以下の観点で本事業との関連性を明記した上で、本事業の目的と意義について、分かりやすく記載すること。

- ③ 本事業において想定されるネットワークの脅威について具体的に記載すること。
- ④ 機微性の高い情報を扱うネットワーク・認証基盤の在り方、IPsec 及び IKE の優位性について具体的に記載すること。
- ⑤ SAML2.0 及び ID-WSF2.0 を使った利用者の利便に資するシングルサインオンについて具体的に記載すること。
- ⑥ 関連する海外の技術やセキュリティ要件との関係を記載すること。

(2) ネットワークの脅威と対策についての検討

現状を踏まえて、ネットワーク上の脅威や防御対策について整理し、分かりやすく記載すること。

- ① ネットワーク上の脅威から守るべき資産や具体的な攻撃方法について整理すること。
- ② 現状において利用可能な技術要素を組合せたチャネルセキュリティ対策について評価すること。

また、なりすましに関するネットワーク上の脅威や防御対策について整理し、分かりやすく記載すること。

- ③ なりすましに関するネットワークの脅威について検討する方法を整理すること。
- ④ なりすまし対策に公開鍵基盤による機関認証を活用する場合の利点を整理すること。
- ⑤ 公開鍵基盤として整備すべき制度及びシステム要件を明らかにすること。

(3) IPsec 及び IKE についての技術検討

暗号通信を行う方式として、IPsec について相互運用性を確保するために必要な技術検討を行う

こと。

- ① IPsecのパラメータとして備えるべき要件を明らかにすること。
- ② オンデマンドVPNへの対応方法に関する検討を明らかにすること。
- ③ IPv6への対応方法に関する検討を明らかにすること。

また、クラッカーを排除するための認証及び鍵交換方式として、IKEについて相互運用性を確保するために必要な技術検討を行うこと。

- ④ 端末やサーバの接続形態、ユースケースを明らかにすること。
- ⑤ 通信先の指定にグローバルIPアドレスやDNSを用いる場合の接続手順を明らかにすること。
- ⑥ IKEのパラメータとして備えるべき要件を明らかにすること。
- ⑦ 公開鍵証明書のパラメータ仕様を明確にすること。

(4) 機関認証基盤についての検討

機関認証を行うデバイスとして、各機関が導入するネットワーク機器の認証方法を仮定し、そのネットワーク機器の真正性を公開鍵基盤を用いて担保する方法について検討すること。

- ① ネットワーク機器の所有者の真正性を確保する方法を明らかにすること。
- ② ネットワーク機器の障害・破損に対応する方法を明らかにすること。
- ③ 公開鍵基盤として、保健医療福祉分野公開鍵基盤(HPKI)を活用する方法を明らかにすること。

また、機関認証基盤導入に向けた制度設計に有用な提案、創意工夫ができることについて言及すること。

- ④ 検討の成果を踏まえた、制度設計に向けた有用な提案活動について具体的に記載すること。
- ⑤ 機関認証基盤導入に向けて厚生労働省に対する業務支援方法について具体的に記載すること。
- ⑥ 機関認証基盤導入に向けて厚生労働省にとって有益なその他の提案について具体的に記載すること。

(5) SAMLアサーション活用技術の検討業務

社会保障（医療保険、年金保険、介護保険等）の分野毎に異なるアクセス権限や認可条件を整理し、社会保障分野のユースケースに適した通信シーケンスを検討すること。

- ① 複数の保険者の資格得喪手続を行う場合を想定したSAMLの用法について明記すること。
- ② 本人の申請に基づいて給付調整を行う場合のSAMLの用法について明記すること。
- ③ 番号がない組織や重複付番がある組織を含めたSAMLの用法について明記すること。
- ④ 社会保障分野での利用に適した相互運用が可能なSAMLの通信仕様について明記すること。

また、アサーションで取り扱う属性と権限認可のための条件を整理し、具体的に提案書に記載すること。

- ⑤ 社会保障分野において権限認可のために考慮すべき属性について、具体的に記載すること。
- ⑥ 現行制度下における権限の確認方法について、具体的に記載すること。
- ⑦ SAMLにおいて属性を取り扱う方法について、具体的に記載すること。

さらに、社会保障分野での利用が考えられる属性や用法について整理し、アサーションとしての記述方法について規定する旨を具体的に提案すること。

- ⑧ 短期の通信セッションでの利用者及び利用方法に応じた利用条件を整理し、具体的に記載すること。
- ⑨ 権利証として長期に渡って利用する場合の利用者及び利用方法に応じた利用条件を整理し、具体的に記載すること。
- ⑩ アサーションの記述内容や記法について具体的に記載すること。

(6) 有識者との議論・調整業務

IPsec 及び IKE 等に関して有識者と十分に議論して検討結果を取りまとめること。

- ① ネットワーク上の脅威から守るべき資産や具体的な攻撃方法について整理し、具体的に記載すること。
- ② IPsec 及び IKE の相互運用性を確保・維持する方法について、具体的に記載すること。
- ③ 安全なネットワークの導入に向けて厚生労働省にとって有益な提案を行う旨について具体的に記載すること。

機関認証基盤に関して有識者と十分に議論して検討結果を取りまとめること。

- ④ なりすましに関するネットワークの脅威や対策について具体的に記載すること。
- ⑤ 公開鍵基盤を用いてネットワーク接続機器等の真正性を担保する方法について具体的に記載すること。

SAML の活用に関して有識者と十分に議論して検討結果をまとめられること。

- ⑥ 社会保障分野に SAML を適用する意義について整理し、具体的に記載すること。
- ⑦ 社会保障分野における SAML の相互運用性を確保する方法、工程及び成果物を取りまとめる方法について具体的に記載すること。
- ⑧ 社会保障分野における属性やアサーションの取り扱いについて取りまとめる方法を具体的に記載すること。

(7) 事業実施体制等

総合的な提案を行うために十分な経験と体制を有していることを示すため、以下について記述すること。

- ① 事業実施にかかる要員、体制
(要員の経歴・保有する資格、事業実施体制・役割分担、合理的な工程)。
- ② 本事業の実施に当たり有用な類似業務の実績

5. 納入

5. 1 納入成果物

納入成果物は、以下に指定する納期までに提出し、厚生労働省の承認を得ること。検査の結果、納入成果物の全部または一部に不合格が生じた場合には、受託者は直ちにこれを引き取り、必要な修復を行うとともに指定した日までに納入すること。

(1) IPsec 及び IKE の相互運用性の確保に関する提案書

納入部数：10部（書面※）

納入期限：平成24年3月30日

(2) 機関認証基盤の導入に関する提案書

納入部数：10部（書面※）

納入期限：平成24年3月30日

(3) SAML アサーションの活用に関する提案書

納入部数：10部（書面※）

納入期限：平成24年3月30日

(4) IPsec 及び IKE などの通信セキュリティに関する検討に係る文書

（会議資料、議事録、その他関連する作成資料一式）

納入部数：10部（書面※）

納入期限：厚生労働省が別途定める日

(5) 機関認証基盤に関する検討及び厚生労働省に対する業務支援に係る文書

（会議資料、議事録、その他関連する作成資料一式）

納入部数：10部（書面※）

納入期限：厚生労働省が別途定める日

(6) SAML の活用に関する検討に係る文書

（会議資料、議事録、その他関連する作成資料一式）

納入部数：10部（書面※）

納入期限：厚生労働省が別途定める日

※電子データで作成した成果物については、電子媒体（CD-RまたはDVD-R）でも提出すること。

5. 2 納入場所

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室

6. 検査

請負者は、厚生労働省からの検査要求に対して、必要と認められるときは合理的な範囲で検査に応じること。

7. 知的財産等

(1) 受託者は、受託業務の実施の過程で厚生労働省が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）、他の受託者が提示した情報、及び受託者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用または第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

(2) 受託者は、本受託業務を実施するにあたり、厚生労働省から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

① 複製はしないこと。

② 用務に必要がなくなり次第、速やかに厚生労働省に返却すること。

(3) 受託業務の実施の過程で生じた納入成果物に関しては、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利は、厚生労働省に帰属するものとし、受託者は、当該納入成果物に関して、厚生労働省に対して著作権人格権を行使しないこと。

ただし、受託業務に係る納入成果物の作成の過程において作成等されたマニュアル、仕様書その他の資料上の表現等については、受託者は自ら適切とみなす方法でこれを使用し、他に利用することができるものとする。

(4) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、厚生労働省が特に使用を指示した場合を除き、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを受託者が行うこと。この場合、受託者は当該契約の内容について、事前に厚生労働省の承認を得ることとし、厚生労働省は当該既存著作物について、当該許諾要件の範囲内で使用すること。

なお、受託業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

参考資料

「社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書」

- ・「社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書」の取りまとめについて

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/04/s0430-4.html>

- ・「社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書」等の訂正について

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/07/s0717-1.html>

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 4.1 版」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/02/dl/s0202-4a.pdf>

「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161227kenpo.pdf>

「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170401kokuho.pdf>

「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170915kokuho.pdf>

「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/07/tp0701-1.html>

「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161029kenkou.pdf>

「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161130fukusi.pdf>

「企業年金等に関する個人情報の取扱いについて」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/161001kigyo.pdf>

「厚生労働省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2001/0107/tp0731-3.html>

「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshoh/iryouseido01/pdf/info02g-5.pdf>

「地方公共団体における行政手続等のオンライン化に係る実施方策」

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/07/01.html>

「保健医療福祉分野 PKI 認証局認証用（人）証明書ポリシー（平成21年11月）」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/11/s1106-6.html>

「保健医療福祉分野 PKI 認証局認証用（組織）証明書ポリシー（平成21年11月）」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/11/s1106-7.html>

「社会保障分野での情報連携のための通信・認証・認可等の要件定義に資する請負業務の仕様書」に係る評価基準及び採点表

提案者名:

※ 評価の公正性を保持するため、提案者名は伏せて評価を行う。

【採点基準】

- A (特に優れている)
B (優れている)
C (普通)
D (やや劣る)
E (特に劣る)

評価項目及び評価のポイント		評価 得点	配分	採点基準				
				A	B	C	D	E
1 事業の目的・実施内容		0 /	185					
(1) 社会保障と税に関わる番号制度及び厚生労働省関連業務に関する制度や業務に関する理解		0 /	45					
ア 新たな情報通信技術戦略及び社会保障と税に関わる番号制度など、政府施策について理解しているか。		0 /	35	35	28	21	14	7
社会保障・税番号大綱(案)との関係が具体的に示されていること			10	10	8	6	4	2
IT戦略構想及び社会保障と税に関わる番号制度の検討のスケジュールとの関係が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
厚生労働省所管の関係すると考えられる制度との関係が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
関連すると思われる他のIT政策との関係が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
関係省庁、ステークホルダー等との関係が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
二重付番など重複する情報の統合(名寄せ)が必要な社会保障分野と情報連携基盤との整合性が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
イ 厚生労働省の各種ガイドラインや各種セキュリティ対策との関係について整理・理解しているか。		0 /	10	10	8	6	4	2
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(特に第6章、ネットワークの脅威等)について記述していること			5	5	4	3	2	1
レセプトオンラインに関するセキュリティガイドラインにおけるネットワークの要件について記述していること			5	5	4	3	2	1
(2) 社会保障分野の情報化・ネットワーク化を安全に推進する方策に関する基本的理解		0 /	140					
ア ネットワークの脅威について理解しているか。		0 /	30	30	24	18	12	6
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の参照するネットワークの脅威が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
社会保障分野連携における通信者同士の認証のセキュリティが具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
社会保障分野連携における通信経路上のセキュリティが具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
社会保障分野連携における鍵やコンテンツの流通に対するセキュリティが具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
ネットワークの脅威の抽出方法及び解決策の調査方法が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
ネットワークの脅威に対する恒常的に対処する仕組みが具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
イ 機密性の高い情報を扱うネットワーク・認証基盤の在り方、IPsec&IKEの優位性について理解しているか。		0 /	25	25	20	15	10	5
医療情報ネットワークにおけるIPsecのセキュリティ上の優位性について説明できていること			5	5	4	3	2	1
IKEのセキュリティ上の優位性について説明できていること			5	5	4	3	2	1
現にIPsec & IKE商品を提供している各社VPNの相互運用に必要な理由を利用者の利便の観点から具体的に記述していること			5	5	4	3	2	1
IPsec&IKE通信網の提供事業者間で相互運用できない現状の要因について具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
相互運用するための対策方針(①証明書プロファイルの統一、②ルート証明書の設立)が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
ウ SAML/ID-WSFを使った利用者の利便に資するシングルサインオンについて理解しているか。		0 /	50	50	40	30	20	10
SAML/ID-WSF方式に基づいた中継データベースの機能要件が具体的に示されていること			10	10	8	6	4	2
関係者間の認証、SAMLによるシングルサインオンが具体的に示されていること			10	10	8	6	4	2
SAML/ID-WSF方式によるバックオフィス連携が具体的に示されていること			10	10	8	6	4	2
属性アサーションによる属性を組み合わせた権限認可が具体的に示されていること			10	10	8	6	4	2
SAML/ID-WSFと組合せる公開された標準技術、その必要性や適用の根拠が具体的に示されていること			10	10	8	6	4	2
エ 関連する海外の技術やセキュリティ要件について理解しているか。		0 /	35	35	28	21	14	7
OASISの「Security Assertion Markup Language (SAML) v1.0/v1.1/v2.0」との関係が具体的に示されていること			20	20	16	12	8	4
Liberty Alliance Projectの「Liberty Identity Web Services Framework (ID-WSF) 2.0」との関係が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
HIPAA(Health Insurance Portability and Accountability Act)との関係が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
SPC(Security Policy Committee)との関係が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
2 ネットワークの脅威と対策についての検討業務		0 /	75					
(1) 現状を踏まえてネットワーク上の脅威や防御対策が具体的に示されていること。		0 /	30					
ア ネットワーク上の脅威から守るべき資産や具体的な攻撃方法について整理すること。		0 /	15	15	12	9	6	3
想定されるネットワーク上の脅威が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
ネットワーク上の脅威から守るべき資産が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
ネットワークの脅威からチャネルセキュリティを保護する方法が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
イ 現状において利用可能な技術要素を組合せたチャネルセキュリティ対策について評価すること。		0 /	15	15	12	9	6	3
SSL/TLSに関する脆弱性を含む安全性に関する事項が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
ID・パスワード、ワンタイムパスワード、共通鍵、公開鍵などの認証の安全性が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
公開鍵基盤の安全性が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
(2) なりすましに関するネットワークの脅威や対策について検討すること。		0 /	45					
ア なりすましに関するネットワークの脅威について検討する方法を整理すること。		0 /	15	15	12	9	6	3
なりすましに関するネットワーク上の脅威から守るべき資産が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」で検討されたなりすましに関する脅威が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
上記以外のなりすましに関するネットワーク上の脅威や攻撃が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
イ なりすまし対策に公開鍵基盤による機密認証を活用する場合の利点を整理すること。		0 /	15	15	12	9	6	3
IETFのRFC文書になりすましに最も強力な対策として提示されていることが具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
IETFのRFC文書に記されている公開鍵の運用に関する課題が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
IETFのRFC文書に記されている公開鍵の運用に関する課題への対処方法が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
ウ 公開鍵基盤として整備すべき制度及びシステム要件を明らかにすること。		0 /	15	15	12	9	6	3
厚生労働省の「HPKI(認証局証明書ポリシー)」に規定されているシステム要件が具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
公開鍵基盤がICカードによって安価で安全に導入できることが具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1
公開鍵基盤を安全なオンライン環境で運用することで運用コストが軽減できることが具体的に示されていること			5	5	4	3	2	1

3 IPsec及びIKEについての技術検討業務		0 / 120					
(1) IPsecについて相互運用性を確保するために必要な技術的な方策が具体的に示されていること。		0 / 80					
ア	IPsecのパラメータとして備えるべき要件を明らかにすること。	0 / 20	20	16	12	8	4
	オブジェクトセキュリティを確保するために必要なIPsecの技術要件が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
	IPsecを使用したP2Pの安全なネットワークの構築要件が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
イ	オンデマンドVPNへの対応方法に関する検討を明らかにすること。	0 / 20	20	16	12	8	4
	オンデマンドVPNの技術的な安全性に関する考察が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
	オンデマンドVPNの相互運用性に関する考察が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
ウ	IPv8への対応方法に関する検討を明らかにすること。	0 / 20	20	16	12	8	4
	IPv4、IPv6などの方式との関係と導入に関わる社会的な懸念や解決策が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
	「IPv6 DAY」など、IPv4アドレスの枯渇に伴うIPv6移行期の、IPsec/IKE活用に関する方法が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
(2) IKEについて相互運用性を確保するために必要な技術的な方策が具体的に示されていること。		0 / 60					
ア	端末やサーバの接続形態、ユースケースを明らかにすること。	0 / 15	15	12	9	6	3
	端末やサーバのネットワークでの接続形態やユースケースが具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
	ネットワークのトポロジーが具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
	IKE/IPsecの適用範囲が具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
イ	通信先の指定にグローバルIPアドレスやDNSを用いる場合の接続手順を明らかにすること。	0 / 15	15	12	9	6	3
	通信相手がグローバルIPアドレスを持つ場合の手順が詳細かつ具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
	通信相手がグローバルIPアドレスを持たない場合の手順が詳細かつ具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
	上記二つの場合の相互運用性について記述されていること	5	5	4	3	2	1
ウ	IKEのパラメータとして備えるべき要件を明らかにすること。	0 / 15	15	12	9	6	3
	IKEの技術方式及び規約等が具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
	IKEの相互運用性を確保する方法が具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
	オブジェクトセキュリティを確保するために必要なIKEの技術要件が具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
エ	公開鍵証明書のパラメータ仕様を明確にすること。	0 / 15	15	12	9	6	3
	HPKIの利用に関する方法が具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
	個人情報保護に関するポリシーの策定・運用に関する方法が具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
	GP/CPS(認証局ポリシー・証明書ポリシー)等の策定・運用に関する方法が具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
4 機関認証基盤についての検討業務		0 / 120					
(1) 公開鍵基盤を用いてネットワーク機器の真正性を担保する方法が具体的に示されていること。		0 / 80					
ア	ネットワーク機器の所有者の真正性を確保する方法が具体的に示されていること。	0 / 20	20	16	12	8	4
	利用者が操作できない保護エリアへ仮鍵及び製造者証明書の格納・管理について具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
	仮鍵及び製造者証明書を用いた所有者の鍵を及び所有者証明書のオンライン発行について具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
	接続先医療機関との所有者の鍵を及び所有者証明書を用いた合意形成プロセスが具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
	IKE/IPsecが所有者の鍵や証明書をを用いてチャネルセキュリティを保障する方法が具体的に示されていること	5	5	4	3	2	1
イ	ネットワーク機器の障害・破損に対応する方法が具体的に示されていること。	0 / 30	30	24	18	12	6
	公開鍵が有効期限切れの場合に引続いて接続する手段が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
	ネットワーク機器を修理または新調した場合に引続いて接続する手段が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
	ネットワーク機器の故障で公開鍵ペアが破損した場合に引続いて接続する手段が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
ウ	公開鍵基盤として、HPKIを活用する方法が具体的に示されていること。	0 / 30	30	24	18	12	6
	HPKIの公開鍵及び公開鍵証明書の安全なオンラインバックアップ・リカバリ方法が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
	HPKIの公開鍵及び公開鍵証明書の安全なオンライン配布管理方法が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
	HPKIを用いて機器管理及び機関管理する第三者機関の要件が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
(2) 機関認証基盤導入に向けた有用な提案、創意工夫ができることが具体的に示されていること。		0 / 40					
ア	検討の成果を踏まえた、制度設計に向けた有用な提案に関することが示されているか	0 / 15	15	12	9	6	3
	検討成果を評価し適切に組み合わせることと得られる合理的なシナリオが示されていること	5	5	4	3	2	1
	検討会事務局を執行した経験から蓄積されるノウハウを、制度実施に向けた提案に反映させる工夫が示されていること	5	5	4	3	2	1
	改正の必要が生じることが考えられる法令等の導出についての支援が示されていること	5	5	4	3	2	1
イ	機関認証基盤導入に向けて厚生労働省に対する業務支援に関することが示されているか。	0 / 15	15	12	9	6	3
	厚生労働省が行う機関認証が有効そうな分野全般に関わる検討にかかる支援が示されていること	5	5	4	3	2	1
	広報や関係者への説明等に用いるわかりやすい資料の作成支援が示されていること	5	5	4	3	2	1
	機関認証に関わるシステム・アプリケーションの要件定義・開発の支援が示されていること	5	5	4	3	2	1
ウ	機関認証基盤導入に向けて厚生労働省にとって有益なその他の提案が示されているか。	0 / 10	10	8	6	4	2
	社会保障分野のサービス及びシステムの実現に向けた、厚生労働省にとって有益なその他の提案が示されていること	10	10	8	6	4	2

5 SAMLアサーション活用技術の検討業務		0 /	360						
(1) 社会保障分野のアクセス権限や認可条件、通信シーケンスが具体的に示されていること。		0 /	155						
ア 複数の保険者の資格得喪手続を行う場合を想定したSAMLの用法が具体的に示されていること。	複数の保険者の資格得喪手続を行う場合を想定したSAMLの用法が具体的に示されていること	0 /	40	40	32	24	16	8	
	現行の保険者の資格得喪手続が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	保険者の資格得喪手続をワンストップで行う方法が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	保険者の資格得喪手続をワンストップで行う場合の制度的な課題や提案が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	資格得喪によってIDが変わった場合に資格や給付等の手続の履歴を遡って閲覧する方法が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
イ 本人の申請に基づいて給付調整を行う場合のSAMLの用法が具体的に示されていること。	本人の申請に基づいて給付調整を行う場合のSAMLの用法が具体的に示されていること	0 /	30	30	24	18	12	6	
	現行の保険者の給付調整手続が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	保険者の給付調整手続をワンストップで行う方法が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	保険者の給付調整手続をワンストップで行う場合の制度的な課題や提案が示されていること		10	10	8	6	4	2	
ウ 番号がない組織や重複付番がある組織を含めたSAMLの用法が具体的に示されていること。	番号がない組織や重複付番がある組織を含めたSAMLの用法が具体的に示されていること	0 /	40	40	32	24	16	8	
	番号がない組織や重複付番がある組織のユースケースが具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	SAMLのID管理の機能を番号がない組織や重複付番がある組織に適用する場合の考え方が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	ユースケースにおいて同一人に対して重複IDがある場合の運用方法やセキュリティ上のリスクが具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	ユースケースにおいて同一人の重複IDを名寄せする方法が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
エ 社会保障分野での利用に適した、相互運用可能なSAMLの運用仕様が具体的に示されていること。	社会保障分野での利用に適した、相互運用可能なSAMLの運用仕様が具体的に示されていること	0 /	45	45	36	27	18	9	
	第三者認証サービスに基づいたSAMLの通信シーケンスが具体的に示されていること		15	15	12	9	6	3	
	HTTP、SOAP、認証等のSAMLのバインディングで用いるプロトコルの用法が具体的に示されていること		15	15	12	9	6	3	
	SSL/TLS、IP等の下位レイヤのプロトコルが具備すべきセキュリティ要件が具体的に示されていること		15	15	12	9	6	3	
(2) アサーションで取り扱う属性と権限認可のための条件が具体的に示されていること。		0 /	105						
ア 社会保障分野において権限認可のために考慮すべき属性が具体的に示されていること。	社会保障分野において権限認可のために考慮すべき属性が具体的に示されていること	0 /	30	30	24	18	12	6	
	社会保障分野のユースケースに基づいてプレーヤーが具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	プレーヤーの資格、役割、法的な関係などの属性が分類して具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	プレーヤーの属性を保存、確認できる場所が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
イ 現行制度下における権限の確認方法が具体的に示されていること。	現行制度下における権限の確認方法が具体的に示されていること	0 /	30	30	24	18	12	6	
	情報にアクセスする人間の権限を電子的に確認する手段が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	現行制度下で属性を用いて権限を確認する方法が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	現行制度下で属性を用いて権限を確認するシステムのイメージが具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
ウ SAMLにおいて属性を取り扱う方法が具体的に示されていること。	SAMLにおいて属性を取り扱う方法が具体的に示されていること	0 /	45	45	36	27	18	9	
	属性に基づいた権限認可のポリシーが具体的に示されていること		15	15	12	9	6	3	
	属性に基づいた権限認可のポリシーをどのように表現するか記法が具体的に示されていること		15	15	12	9	6	3	
	SAMLで属性、権限認可のポリシーをどのように取り扱うか具体的に示されていること		15	15	12	9	6	3	
(3) 属性や用法について整理し、アサーションとしての記述方法が具体的に示されていること。		0 /	100						
ア 短期の通信セッションでの、利用者及び利用方法に応じた利用条件が具体的に示されていること。	短期の通信セッションでの、利用者及び利用方法に応じた利用条件が具体的に示されていること	0 /	40	40	32	24	16	8	
	本人が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	家族が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	国家資格のある代理人が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	保険者等の職員が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
イ 権利証として長期に渡って利用する場合の、利用者及び利用方法に応じた利用条件が具体的に示されていること。	権利証として長期に渡って利用する場合の、利用者及び利用方法に応じた利用条件が具体的に示されていること	0 /	30	30	24	18	12	6	
	家族や代理人が委任状として利用する場合の利用条件が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	国家資格のある代理人が同意書として利用する場合の利用条件が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
	保護者、後見人等が法的制度の属性通知として利用する場合の利用条件が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2	
ウ アサーションの記述内容や記法が具体的に示されていること。	アサーションの記述内容や記法が具体的に示されていること	0 /	30	30	24	18	12	6	
	属性記述に利用するXCMML等の標準的な方法が具体的に示されていること		15	15	12	9	6	3	
	アサーションで伝送する属性や値、認可ポリシー等の記述に関する方法が具体的に示されていること		15	15	12	9	6	3	

6 有識者(関係者や専門家)との議論・調整業務		0 / 100					
(1) IPsec及びIKE等に関して有識者(関係者や専門家)と十分に議論して検討結果をまとめること。		0 / 40					
ア ネットワーク上の脅威から守るべき資産や具体的な攻撃方法について整理することが具体的に示されていること。		0 / 15	15	12	9	6	3
	社会保険に関してネットワーク上の脅威から守るべき資産が整理できること	5	5	4	3	2	1
	チャネルセキュリティに対してネットワーク上の脅威になる攻撃が整理できること	5	5	4	3	2	1
	ネットワーク上の脅威に対してチャネルセキュリティで守ることができることが整理できること	5	5	4	3	2	1
イ IPsec及びIKEの相互運用性を確保・維持する方法について検討することが具体的に示されていること。		0 / 15	15	12	9	6	3
	IPsec及びIKEの相互運用性を確保する方法が整理できること	5	5	4	3	2	1
	オンデマンドVPNへの対応方法が整理できること	5	5	4	3	2	1
	IPv6への対応方法が整理できること	5	5	4	3	2	1
ウ 安全なネットワークの導入に向けて厚生労働省にとって有益な提案をまとめることが具体的に示されていること。		0 / 10	10	8	6	4	2
	IPsec及びIKEの相互運用性に関し、厚生労働省にとって有益なその他の提案が示されていること	10	10	8	6	4	2
(2) 機関認証基盤に関して有識者(関係者や専門家)と十分に議論して検討結果をまとめられること。		0 / 30					
ア なりすましに関するネットワークの脅威や対策を取りまとめること。		0 / 15	15	12	9	6	3
	なりすましに関するネットワークの脅威が整理できること	5	5	4	3	2	1
	公開鍵基盤による機関認証を活用する場合の利点が整理できること	5	5	4	3	2	1
	公開鍵基盤として整備すべき制度及びシステム要件ことが整理できること	5	5	4	3	2	1
イ 公開鍵基盤を用いてネットワーク接続先(機器)の真正性を担保する方法を取りまとめること。		0 / 15	15	12	9	6	3
	HPKIを用いて所有者の真正性を確保する方法が整理できること	5	5	4	3	2	1
	ネットワーク機器の障害・破損に対応する方法が整理できること	5	5	4	3	2	1
	HPKIを用いて機器管理及び機関管理する第三者機関の要件が整理できること	5	5	4	3	2	1
(3) SAMLの活用に関して有識者(関係者や専門家)と十分に議論して検討結果をまとめられること。		0 / 30					
ア 社会保険分野にSAMLを適用する意義について整理すること。		0 / 10	10	8	6	4	2
	SAMLのID管理の機能を番号がない組織や重複付番がある組織に適用する場合の考え方が整理できること	5	5	4	3	2	1
	社会保険分野におけるIDの問題がSAMLの適用によって緩和できることが整理できること	5	5	4	3	2	1
イ 社会保険分野におけるSAMLの相互運用性を確保する方法、工程及び成果物を取りまとめること。		0 / 10	10	8	6	4	2
	SAMLが標準に則った通信シーケンスを整理できること	5	5	4	3	2	1
	SAML機能仕様書、実装規約、試験仕様書等の実装仕様書が整理できること	5	5	4	3	2	1
ウ 社会保険分野における属性やアサーションの取り扱いについて取りまとめること。		0 / 10	10	8	6	4	2
	社会保険分野のニーズに基づいた属性による権限認可が整理できること	10	10	8	6	4	2
7 事業実施体制等		0 / 40					
(1) 事業実施体制、類似業務の実績等		0 / 40					
ア 制度設計に必要な、総合的な提案を行うために十分な経験と体制を有していることが示されているか。		0 / 40	40	32	24	16	8
	事業実施にかかる要員の経歴、保有する資格が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
	事業実施体制、要員の役割と合理的な工程が具体的に示されていること	20	20	16	12	8	4
	本事業の実施に当たり有用な類似業務の実績が具体的に示されていること	10	10	8	6	4	2
得点合計		0 / 1000					

採点者名:

印

中安補佐シミュレーション

提案者名: A社

※ 評価の公正性を確保するため、提案者名は伏せて評価を行う。

【採点基準】
A (特に優れている)
B (優れている)
C (普通)
D (やや劣る)
E (特に劣る)

評価項目及び評価のポイント		評価 得点 / 配分	採点基準 A B C D E				
1 医療情報の標準化に向けた検討事業		616 / 660					
(1) 医療情報の標準化の経緯と目的の理解		552 / 580					
ア 厚生労働省「電子診療情報交換推進事業(SS-MIX)」の仕組みについて、理解しているか。		160 / 160	150	128	96	64	32
SS-MIXの基本的な事業理念が理解されているか		40	40	32	24	16	8
標準的な規格、技術のみにより構成されていることの重要性が示されていること		40	40	32	24	16	8
HL7 V2.5, ODA R2, DICOM等、医療情報システム分野における標準規格が採用され、そこから参照される各種コードについて、具体的に示されていること		40	40	32	24	16	8
SS-MIXにおける標準化ストレージの位置づけと役割について具体的に示されていること		40	40	32	24	16	8
イ 厚生労働省「電子診療情報交換推進事業(SS-MIX)」を活用する目的について、理解しているか。		180 / 200	200	160	120	80	40
医療機関内の各種システム間の相互運用性における標準化ストレージの役割について示されていること		50	50	40	30	20	10
地域医療連携(施設間連携)における標準化ストレージの活用について示されていること		40	50	40	30	20	10
標準化ストレージを構築することによる、医療機関内の各種システムのリリース時におけるメリットについて示されていること		40	50	40	30	20	10
標準化ストレージの活用について、上記以外の運用例・案が示されていること		50	50	40	30	20	10
ウ 医療情報の標準化に関する活動の経緯(過去の取り組みと各団体・会連の関係)について、理解しているか。		112 / 120	120	96	72	48	24
厚生労働省「標準化電子カルテ推進委員会」の過去の取り組みについて示されていること		40	40	32	24	16	8
経済産業省「医療情報システムにおける相互運用性推進普及プロジェクト」の過去の取り組みについて示されていること		32	40	32	24	16	8
「医療情報標準化会議」指針と「医療情報標準化協議会(HELIOS)」指針との関係について、具体的に示されていること		40	40	32	24	16	8
エ 医療情報の標準化における経緯を踏まえて、現状の問題を理解しているか。		100 / 100	100	80	60	40	20
保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)標準との相違点が具体的に示されていること		50	50	40	30	20	10
保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)標準との相違点が主じた経緯について、具体的に示されていること		50	50	40	30	20	10
(2) 医療情報の標準化に向けた考え方		84 / 80					
ア 医療情報の標準化に関する現状の問題を踏まえて、相互運用性及び互換性を確保する方法が提案されているか。		84 / 80	80	64	48	32	16
保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)標準との相違点を踏まえ、相互運用性を確保する方法が具体的に示されていること		32	40	32	24	16	8
新たに構築する標準が、現在の標準を配慮し、可能な限り互換性を確保するための工夫、考慮が示されていること		32	40	32	24	16	8
2 厚生労働省「電子診療情報交換推進事業(SS-MIX)」の成果物に関する機能実装と活用		766 / 880					
(1) SS-MIXモジュールの機能実装に関する提案		828 / 730					
ア OS等の最新の状況に対応するための案が具体的に提案されているか。		144 / 180	180	144	108	72	36
サーバーにおける64bit版OS対応の必要性について理解し、具体的に示されていること		40	50	40	30	20	10
サーバーにおける64bit版OS対応について、動作確認等の試験方法と試験スケジュールが具体的に示されていること		32	40	32	24	16	8
クライアントPOにおける最新OS対応の必要性について理解し、具体的に示されていること		40	50	40	30	20	10
クライアントPOにおける最新OS対応について、動作確認等の試験方法と試験スケジュールが具体的に示されていること		32	40	32	24	16	8
イ SS-MIXを用いた紹介状や処方箋等の施設間連携等について、具体的な提案がなされているか。		246 / 270	270	216	162	108	54
地域医療連携において、現状、医療機関が直面する問題点と、これを解決するための具体的な提案が示されていること		50	50	40	30	20	10
医療情報の標準化が地域医療連携にもたらす効果と、SS-MIXを用いた具体的な提案が示されていること		50	50	40	30	20	10
(2)医療情報の連携における、受発側医療機関の負担に配慮した具体的な提案が示されていること		50	50	40	30	20	10
処方箋(DICOM)を画像上で書き起こすような有用な提案が示されていること		32	40	32	24	16	8
サーバストレージに負担をかけないよう、有用な画像圧縮方法(JPEG2000)について、定量的な効果が示されていること		24	40	32	24	16	8
医療画像(DICOM)をSS-MIXで伝送・表示するモジュールの開発工程とスケジュールが具体的に示されていること		40	40	32	24	16	8
ウ 携帯電話端末等を活用した診療情報提供等の方法が具体的に示されているか。		158 / 190	190	152	114	76	38
患者への診療情報提供に係る有用な項目の選定について、具体的に示されていること		30	30	24	18	12	6
特定の機能依存にならないよう、html及びHTML5等で画面に表示する方法が具体的に示されていること。		30	30	24	18	12	6
特定のOSに依存しない配慮が具体的に示されていること。		30	30	24	18	12	6
表示スピードへの配慮として、通信/パケットの圧縮等の案が具体的に示されていること		30	30	24	18	12	6
操作系としてのタッチパネルの在り方について、具体的に示されていること		6	30	24	18	12	6
携帯電話端末を用いたユースケースについて、有用かつ具体的な提案が示されていること		32	40	32	24	16	8
エ 我が国における診療情報連携の在り方について、国際標準を参照した案が具体的に提案されているか。		78 / 90	90	72	54	36	18
データの受け渡し等について、課題となっている事業の推進と解決策の提案が、具体的に示されていること		18	30	24	18	12	6
ISO, HL7, DICOM, NHE等の規格規定団体等が示す手法に基づき、有用な提案が具体的に示されていること		30	30	24	18	12	6
当該規格等を適切に引用し、具体的な説明が示されていること		30	30	24	18	12	6
(2) SS-MIXの普及・広報活動に関する提案		140 / 150	150	120	90	60	30
ア 後年度以降の普及・広報活動について、具体的にかつ現実的な方法が提案されているか。		140 / 150	150	120	90	60	30
SS-MIXを普及、広報するための効果的な方法が、具体的に提案されていること		50	50	40	30	20	10
SS-MIXの普及計画について、具体的にかつ現実的な達成目標が提案されていること		40	50	40	30	20	10
後年度以降、厚生労働省予算に依らない、民間事業体等による普及、広報活動が提案されていること		50	50	40	30	20	10
3 事業実施体制等		40 / 40					
(1) 事業実施体制、類似業務の実績等		40 / 40					
ア 制度設計に必要な、総合的な提案を行うために十分な経験と体制を有していることが示されているか。		40 / 40	40	32	24	16	8
事業実施にかかる要員の確保、保有する資格が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2
事業実施体制、要員の役割と合理的な工程が具体的に示されていること		20	20	16	12	8	4
本事業の実施に当たり有用な類似業務の実績が具体的に示されていること		10	10	8	6	4	2
得点合計		1422 / 1580					

採点者名:

印

「社会保障分野での情報連携のための通信・認証・認可等の要件定義に資する請負業務の仕様書」
に係る評価基準及び採点表

Confidential

提案者名: B社

【採点基準】
A (特に優れている)
B (優れている)
C (普通)
D (やや劣る)
E (特に劣る)

※ 評価の公正性を保持するため、提案者名は伏せて評価を行う。

評価項目及び評価のポイント		評価 得点	配分	採点基準				
				A	B	C	D	E
1 事業の目的・実施内容		122	185					
(1) 社会保障と税に関わる番号制度及び厚生労働省関連業務に関する制度や業務に関する理解		23	45					
ア 新たな情報通信技術戦略及び社会保障と税に関わる番号制度など、政府施策について理解しているか。		18	35	35	28	21	14	7
社会保障・税番号大綱(案)との関係が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
IT戦略構想及び社会保障と税に関わる番号制度の検討のスケジュールとの関係が具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
厚生労働省所管の制度と考えられる制度との関係が具体的に示されていること		2	5	5	4	3	2	1
関連すると考えられる他のIT政策との関係が具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
関係省庁、ステークホルダー等との関係が具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
二重付番など重複する情報の統合(若者)が必要な社会保障分野と情報連携基盤との整合性が具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
イ 厚生労働省の各種ガイドラインや各種セキュリティ対策との関係について整理・理解しているか。		7	10	10	8	6	4	2
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(特に第6章、ネットワークの脅威等)について記述していること		4	5	5	4	3	2	1
レセプトオンラインに関するセキュリティガイドラインにおけるネットワークの要件について記述していること		3	5	5	4	3	2	1
(2) 社会保障分野の情報化・ネットワーク化を安全に推進する方策に関する基本的理解		99	140					
ア ネットワークの脅威について理解しているか。		18	30	30	24	18	12	6
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の参照するネットワークの脅威が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
社会保障分野連携における通信者同士の認証のセキュリティが具体的に示されていること		3	5	5	4	3	2	1
社会保障分野連携における通信経路上のセキュリティが具体的に示されていること		3	5	5	4	3	2	1
社会保障分野連携における鍵やコンテンツの流通に対するセキュリティが具体的に示されていること		3	5	5	4	3	2	1
ネットワークの脅威の抽出方法及び解決策の調査方法が具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
ネットワークの脅威に対する恒常的に対処する仕組みが具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
イ 機微性の高い情報を扱うネットワーク・認証基盤の在り方、IPsec&IKEの優位性について理解しているか。		15	25	25	20	15	10	5
医療情報ネットワークにおけるIPsecのセキュリティ上の優位性について説明できていること		3	5	5	4	3	2	1
IKEのセキュリティ上の優位性について説明できていること		4	5	5	4	3	2	1
現在IPsec & IKE商品を提供している各社VPNの相互運用が必要な理由を利用者の利便の観点から具体的に記述していること		3	5	5	4	3	2	1
IPsec&IKE通信網の提供事業者間で相互運用できない現状の要因について具体的に示されていること		3	5	5	4	3	2	1
相互運用するための対策方針(①証明書プロファイルの統一、②ルート証明書の設立)が具体的に示されていること		2	5	5	4	3	2	1
ウ SAML/ID-WSFを使った利用者の利便に資するシングルサインオンについて理解しているか。		42	50	50	40	30	20	10
SAML/ID-WSF方式に基づいた中継データベースの機能要件が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
関係省庁の認証、SAMLによるシングルサインオンが具体的に示されていること		8	10	10	8	6	4	2
SAML/ID-WSF方式によるバックオフィス連携が具体的に示されていること		8	10	10	8	6	4	2
属性アサーションによる属性を組み合わせた権限認可が具体的に示されていること		8	10	10	8	6	4	2
SAML/ID-WSFと組合せる公開された標準技術、その必要性や適用の根拠が具体的に示されていること		8	10	10	8	6	4	2
エ 関連する海外の技術やセキュリティ要件について理解しているか。		26	35	35	28	21	14	7
OASISの「Security Assertion Markup Language (SAML) v1.0/v1.1/v2.0」との関係が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
Liberty Alliance Projectの「Liberty Identity Web Services Framework (ID-WSF) 2.0」との関係が具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
HIPAA(Health Insurance Portability and Accountability Act)との関係が具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
SPC(Security Policy Committee)との関係が具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
2 ネットワークの脅威と対策についての検討業務		43	75					
(1) 現状を踏まえてネットワーク上の脅威や防御対策が具体的に示されていること。		25	30					
ア ネットワーク上の脅威から守るべき資産や具体的な攻撃方法について整理すること。		15	15	15	12	9	6	3
想定されるネットワーク上の脅威が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
ネットワーク上の脅威から守るべき資産が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
ネットワークの脅威からチャネルセキュリティを保護する方法が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
イ 現状において利用可能な技術要素を組合せたチャネルセキュリティ対策について評価すること。		10	15	15	12	9	6	3
SSL/TLSに関する脆弱性を含む安全性に関する事項が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
ID・パスワード、ワンタイムパスワード、共通鍵、公開鍵などの認証の安全性が具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
公開鍵基盤の安全性が具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
(2) なりすましに関するネットワークの脅威や対策について検討すること。		18	45					
ア なりすましに関するネットワークの脅威について検討する方法を整理すること。		8	15	15	12	9	6	3
なりすましに関するネットワーク上の脅威から守るべき資産が具体的に示されていること		3	5	5	4	3	2	1
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」で検討されたなりすましに関する脅威が具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
上記以外のなりすましに関するネットワーク上の脅威や攻撃が具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
イ なりすまし対策に公開鍵基盤による機密認証を活用する場合の利点を整理すること。		7	15	15	12	9	6	3
IETFのRFC文書になりすましに最も強力な対策として提示されていることが具体的に示されていること		2	5	5	4	3	2	1
IETFのRFC文書に記されている公開鍵の運用に関する課題が具体的に示されていること		3	5	5	4	3	2	1
IETFのRFC文書に記されている公開鍵の運用に関する課題への対処方法が具体的に示されていること		2	5	5	4	3	2	1
ウ 公開鍵基盤として整備すべき制度及びシステム要件を明らかにすること。		3	15	15	12	9	6	3
厚生労働省の「HPKI認証局証明書ポリシー」に規定されているシステム要件が具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
公開鍵基盤がICカードによって安価で安全に導入できることが具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1
公開鍵基盤を安全なオンライン環境で運用することで運用コストが軽減できることが具体的に示されていること		1	5	5	4	3	2	1

3 IPsec及びIKEについての技術検討業務		87 / 120					
(1) IPsecについて相互運用性を確保するために必要な技術的な方策が具体的に示されていること。		42 / 80					
ア	IPsecのパラメータとして備えるべき要件を明らかにすること。	10 / 20	20	16	12	8	4
	オブジェクトセキュリティを確保するために必要なIPsecの技術要件が具体的に示されていること	8	10	10	8	6	4
	IPsecを使用したP2Pの安全なネットワークの構築要件が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4
イ オンデマンドVPNへの対応方法に関する検討を明らかにすること。		20 / 20	20	16	12	8	4
イ	オンデマンドVPNの技術的な安全性に関する考察が具体的に示されていること	10	10	10	8	6	4
	オンデマンドVPNの相互運用性に関する考察が具体的に示されていること	10	10	10	8	6	4
ウ IPv6への対応方法に関する検討を明らかにすること。		12 / 20	20	16	12	8	4
ウ	IPv4、IPv6などの方式との関係と導入に関わる社会的な懸念や解決策が具体的に示されていること	4	10	10	8	6	4
	「IPv6 DAY」など、IPv4アドレスの枯渇に伴うIPv6移行期の、IPsec/IKE活用に関する方法が具体的に示されていること	8	10	10	8	6	4
(2) IKEについて相互運用性を確保するために必要な技術的な方策が具体的に示されていること。		45 / 80					
ア 端末やサーバの接続形態、ユースケースを明らかにすること。		18 / 15	15	12	9	6	3
ア	端末やサーバのネットワークでの接続形態やユースケースが具体的に示されていること	15	5	5	4	3	2
	ネットワークのトポロジーが具体的に示されていること	2	5	5	4	3	2
	IKE/IPsecの適用範囲が具体的に示されていること	1	5	5	4	3	2
イ 通信先の指定にグローバルIPアドレスやDNSを用いる場合の接続手順を明らかにすること。		15 / 15	15	12	9	6	3
イ	通信相手がグローバルIPアドレスを持つ場合の手順が詳細かつ具体的に示されていること	5	5	5	4	3	2
	通信相手がグローバルIPアドレスを持たない場合の手順が詳細かつ具体的に示されていること	5	5	5	4	3	2
	上記二つの場合の相互運用性について記述されていること	5	5	5	4	3	2
ウ IKEのパラメータとして備えるべき要件を明らかにすること。		9 / 15	15	12	9	6	3
ウ	IKEの技術方式及び規約等が具体的に示されていること	2	5	5	4	3	2
	IKEの相互運用性を確保する方法が具体的に示されていること	4	5	5	4	3	2
	オブジェクトセキュリティを確保するために必要なIKEの技術要件が具体的に示されていること	3	5	5	4	3	2
エ 公開鍵証明書のパラメータ仕様を明確にすること。		3 / 15	15	12	9	6	3
エ	HPKIの利用に関する方法が具体的に示されていること	1	6	5	4	3	2
	個人情報保護に関するポリシーの策定・運用に関する方法が具体的に示されていること	1	5	5	4	3	2
	CP/CPS(証明書ポリシー・証明書ポリシー)等の策定・運用に関する方法が具体的に示されていること	1	5	5	4	3	2
4 機関認証基盤についての検討業務		47 / 120					
(1) 公開鍵基盤を用いてネットワーク機器の真正性を担保する方法が具体的に示されていること。		27 / 80					
ア ネットワーク機器の所有者の真正性を確保する方法が具体的に示されていること。		5 / 20	20	16	12	8	4
ア	利用者が操作できない保護エリアへ仮鍵及び製造者証明書の格納・管理について具体的に示されていること	2	5	5	4	3	2
	仮鍵及び製造者証明書を用いた所有者の鍵及び所有者証明書のオンライン発行について具体的に示されていること	1	5	5	4	3	2
	接続先医療機関との所有者の鍵及び所有者証明書を用いた合意形成プロセスが具体的に示されていること	1	5	5	4	3	2
	IKE/IPsecが所有者の鍵や証明書を用いてチャネルセキュリティを確保する方法が具体的に示されていること	1	5	5	4	3	2
イ ネットワーク機器の障害・破損に対応する方法が具体的に示されていること。		10 / 30	30	24	18	12	6
イ	公開鍵が有効期限切れの場合に引続いて接続する手段が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4
	ネットワーク機器を修理または新調した場合に引続いて接続する手段が具体的に示されていること	4	10	10	8	6	4
	ネットワーク機器の故障で公開鍵ペアが破損した場合に引続いて接続する手段が具体的に示されていること	4	10	10	8	6	4
ウ 公開鍵基盤として、HPKIを活用する方法が具体的に示されていること。		12 / 30	30	24	18	12	6
ウ	HPKIの公開鍵及び公開鍵証明書の安全なオンラインバックアップ・リカバリ方法が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4
	HPKIの公開鍵及び公開鍵証明書の安全なオンライン配布管理方法が具体的に示されていること	6	10	10	8	6	4
	HPKIを用いて機器管理及び機関管理する第三者機関の要件が具体的に示されていること	4	10	10	8	6	4
(2) 機関認証基盤導入に向けた有用な提案、創意工夫ができることが具体的に示されていること。		20 / 40					
ア 検討の成果を踏まえた、制度設計に向けた有用な提案に示されているか		7 / 15	15	12	9	6	3
ア	検討成果を評価し適切に組み合わせることのできる合理的なシナリオが示されていること	3	5	5	4	3	2
	検討会事務局を執行した経験から蓄積されるノウハウを、制度実施に向けた提案に反映させる工夫が示されていること	2	5	5	4	3	2
	改正の必要が生じることが考えられる法令等の導出についての支援が示されていること	2	5	5	4	3	2
イ 機関認証基盤導入に向けて厚生労働省に対する業務支援に示されているか。		5 / 15	15	12	9	6	3
イ	厚生労働省が行う機関認証が有効そうな分野全般に関わる検討にかかる支援が示されていること	3	5	5	4	3	2
	広報や関係者への説明等に用いるわかりやすい資料の作成支援が示されていること	1	5	5	4	3	2
	機関認証に関わるシステム・アプリケーションの要件定義・開発の支援が示されていること	1	5	5	4	3	2
ウ 機関認証基盤導入に向けて厚生労働省にとって有益なその他の提案が示されているか。		8 / 10	10	8	6	4	2
ウ	社会保障分野のサービス及びシステムの実現に向けた、厚生労働省にとって有益なその他の提案が示されていること	8	10	10	8	6	4

5 SAMLアサーション活用技術の検討業務

	200 /	360					
(1) 社会保障分野のアクセス権限や認可条件、通信シーケンスが具体的に示されていること。	77 /	155					
ア 複数の保険者の資格得喪手続を行う場合を想定したSAMLの用法が具体的に示されていること。	12 /	40	40	32	24	16	8
現行の保険者の資格得喪手続が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
保険者の資格得喪手続をワンストップで行う方法が具体的に示されていること	6	10	10	8	6	4	2
保険者の資格得喪手続をワンストップで行う場合の制度的な課題や提案が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
資格得喪によってIDが変わった場合に資格や給付等の手続の履歴を遡って閲覧する方法が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
イ 本人の申請に基づいて給付調整を行う場合のSAMLの用法が具体的に示されていること。	14 /	30	30	24	18	12	6
現行の保険者の給付調整手続が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
保険者の給付調整手続をワンストップで行う方法が具体的に示されていること	8	10	10	8	6	4	2
保険者の給付調整手続をワンストップで行う場合の制度的な課題や提案が示されていること	4	10	10	8	6	4	2
ウ 番号がない組織や重複付番がある組織を含めたSAMLの用法が具体的に示されていること。	18 /	40	40	32	24	16	8
番号がない組織や重複付番がある組織のユースケースが具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
SAMLのID管理の機能を番号がない組織や重複付番がある組織に適用する場合の考え方が具体的に示されていること	10	10	10	8	6	4	2
ユースケースにおいて同一人に対して重複IDがある場合の運用方法やセキュリティ上のリスクが具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
ユースケースにおいて同一人の重複IDを名寄せする方法が具体的に示されていること	4	10	10	8	6	4	2
エ 社会保障分野での利用に適した、相互運用が可能なSAMLの通信仕様が具体的に示されていること。	33 /	45	45	36	27	18	9
第三者認証サービスに基づいたSAMLの通信シーケンスが具体的に示されていること	12	15	15	12	9	6	3
HTTP、SOAP、認証等のSAMLのバインディングで用いるプロトコルの用法が具体的に示されていること	12	15	15	12	9	6	3
SSL/TLS、IP等の下位レイヤのプロトコルが具備すべきセキュリティ要件が具体的に示されていること	9	15	15	12	9	6	3
(2) アサーションで取り扱う属性と権限認可のための条件が具体的に示されていること。	71 /	105					
ア 社会保障分野において権限認可のために考慮すべき属性が具体的に示されていること。	16 /	30	30	24	18	12	6
社会保障分野のユースケースに基づいてプレーヤーが具体的に示されていること	8	10	10	8	6	4	2
プレーヤーの資格、役割、法的な関係などの属性が分類して具体的に示されていること	4	10	10	8	6	4	2
プレーヤーの属性を保存、確認できる場所が具体的に示されていること	8	10	10	8	6	4	2
イ 現行制度下における権限の確認方法が具体的に示されていること。	22 /	30	30	24	18	12	6
情報にアクセスする人間の権限を電子的に確認する手段が具体的に示されていること	10	10	10	8	6	4	2
現行制度下で属性を用いて権限を確認する方法が具体的に示されていること	6	10	10	8	6	4	2
現行制度下で属性を用いて権限を確認するシステムのイメージが具体的に示されていること	6	10	10	8	6	4	2
ウ SAMLにおいて属性を取り扱う方法が具体的に示されていること。	33 /	45	45	36	27	18	9
属性に基づいた権限認可のポリシーが具体的に示されていること	9	15	15	12	9	6	3
属性に基づいた権限認可のポリシーをどのように表現するか記法が具体的に示されていること	12	15	15	12	9	6	3
SAMLで属性、権限認可のポリシーをどのように取り扱うか具体的に示されていること	12	15	15	12	9	6	3
(3) 属性や用法について整理し、アサーションとしての記述方法が具体的に示されていること。	52 /	100					
ア 短期の通信セッションでの、利用者及び利用方法に応じた利用条件が具体的に示されていること。	16 /	40	40	32	24	16	8
本人が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	10	10	10	8	6	4	2
家族が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
国家資格のある代理人が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
保険者等の職員が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
イ 権利証として長期に渡って利用する場合の、利用者及び利用方法に応じた利用条件が具体的に示されていること	6 /	30	30	24	18	12	6
家族や代理人が委任状として利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
国家資格のある代理人が同意書として利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
保護者、後見人等が法的制度の属性通知として利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	2	10	10	8	6	4	2
ウ アサーションの記述内容や記法が具体的に示されていること。	30 /	30	30	24	18	12	6
属性記述に利用するXCMML等の標準的な方法が具体的に示されていること	15	15	15	12	9	6	3
アサーションで伝送する属性や値、認可ポリシー等の記述に関する方法が具体的に示されていること	15	15	15	12	9	6	3

6 有識者(関係者や専門家)との議論・調整業務		49 / 100					
(1) IPsec及びIKE等に関して有識者(関係者や専門家)と十分に議論して検討結果をまとめること。		18 / 40					
ア ネットワーク上の脅威から守るべき資産や具体的な攻撃方法について整理することが具体的に示されていること。		7 / 15	15	12	9	6	3
社会保険に関してネットワーク上の脅威から守るべき資産が整理できること		3	5	5	4	3	2
チャネルセキュリティに対してネットワーク上の脅威になる攻撃が整理できること		3	5	5	4	3	2
ネットワーク上の脅威に対してチャネルセキュリティで守ることができることが整理できること		1	5	5	4	3	2
イ IPsec及びIKEの相互運用性を確保・維持する方法について検討することが具体的に示されていること。		7 / 15	15	12	9	6	3
IPsec及びIKEの相互運用性を確保する方が整理できること		3	5	5	4	3	2
オンデマンドVPNへの対応方法が整理できること		3	5	5	4	3	2
IPv6への対応方法が整理できること		1	5	5	4	3	2
ウ 安全なネットワークの導入に向けて厚生労働省にとって有益な提案をまとめることが具体的に示されていること		4 / 10	10	8	6	4	2
IPsec及びIKEの相互運用性に関し、厚生労働省にとって有益なその他の提案が示されていること		4	10	10	8	6	4
(2) 機関認証基盤に関して有識者(関係者や専門家)と十分に議論して検討結果をまとめられること。		18 / 30					
ア なりすましに関するネットワークの脅威や対策を取りまとめること。		13 / 15	15	12	9	6	3
なりすましに関するネットワークの脅威が整理できること		5	5	5	4	3	2
公開鍵基盤による機関認証を活用する場合の利点が整理できること		5	5	5	4	3	2
公開鍵基盤として整備すべき制度及びシステム要件ことが整理できること		3	5	5	4	3	2
イ 公開鍵基盤を用いてネットワーク接続先(機器)の真正性を担保する方法を取りまとめること。		3 / 15	15	12	9	6	3
HPKIを用いて所有者の真正性を確保する方法が整理できること		1	5	5	4	3	2
ネットワーク機器の障害・破損に対応する方法が整理できること		1	5	5	4	3	2
HPKIを用いて機器管理及び機関管理する第三者機関の要件が整理できること		1	5	5	4	3	2
(3) SAMLの活用に関して有識者(関係者や専門家)と十分に議論して検討結果をまとめられること。		15 / 30					
ア 社会保障分野にSAMLを適用する意義について整理すること。		4 / 10	10	8	6	4	2
SAMLのID管理の機能を番号がない組織や重複付番がある組織に適用する場合の考え方が整理できること		1	5	5	4	3	2
社会保障分野におけるIDの問題がSAMLの運用によって緩和できることが整理できること		3	5	5	4	3	2
イ 社会保障分野におけるSAMLの相互運用性を確保する方法、工程及び成果物を取りまとめること。		5 / 10	10	8	6	4	2
SAMLが標準に則った通信シーケンスを整理できること		3	5	5	4	3	2
SAML機能仕様書、実施規約、試験仕様書等の実施仕様書が整理できること		2	5	5	4	3	2
ウ 社会保障分野における属性やアサーションの取り扱いについて取りまとめること。		6 / 10	10	8	6	4	2
社会保障分野のニーズに基づいた属性による権限認可が整理できること		6	10	10	8	6	4
7 事業実施体制等		40 / 40					
(1) 事業実施体制、類似業務の実績等		40 / 40					
ア 制度設計に必要な、総合的な提案を行うために十分な経験と体制を有していることが示されているか。		40 / 40	40	32	24	16	8
事業実施にかかる要員の経歴、保有する資格が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4
事業実施体制、要員の役割と合理的な工程が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8
本事業の実施に当たり有用な類似業務の実績が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4
得点合計		588 / 1000					

採点者名:

印

「社会保障分野での情報連携のための通信・認証・認可等の要件定義に資する請負業務の仕様書」に係る評価基準及び採点表

Confidential

提案者名: C社

【採点基準】
A (特に優れている)
B (優れている)
C (普通)
D (やや劣る)
E (特に劣る)

※ 評価の公正性を保持するため、提案者名は伏せて評価を行う。

評価項目及び評価のポイント		評価 得点	配分	採点基準				
				A	B	C	D	E
1 事業の目的・実施内容		173 /	185					
(1) 社会保障と税に関わる番号制度及び厚生労働省関連業務に関する制度や業務に関する理解		42 /	45					
ア 新たな情報通信技術戦略及び社会保障と税に関わる番号制度など、政府施策について理解しているか。		32 /	35	35	28	21	14	7
社会保障・税番号大綱(案)との関係が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
IT戦略情報及び社会保障と税に関わる番号制度の検討のスケジュールとの関係が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
厚生労働省所管の関係すると考えられる制度との関係が具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
関連すると考えられる他のIT政策との関係が具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
関係省庁、ステークホルダー等との関係が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
二重付番など重複する情報の統合(名寄せ)が必要な社会保障分野と情報連携基盤との整合性が具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
イ 厚生労働省の各種ガイドラインや各種セキュリティ対策との関係について整理・理解しているか。		10 /	10	10	8	6	4	2
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(特に第6章、ネットワークの脅威等)について記述していること		5	5	5	4	3	2	1
レポートオンラインに関するセキュリティガイドラインにおけるネットワークの要件について記述していること		5	5	5	4	3	2	1
(2) 社会保障分野の情報化・ネットワーク化を安全に推進する方策に関する基本的理解		131 /	140					
ア ネットワークの脅威について理解しているか。		28 /	30	30	24	18	12	0
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の参照するネットワークの脅威が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
社会保障分野連携における通信経路上のセキュリティが具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
社会保障分野連携における通信経路上のセキュリティが具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
社会保障分野連携におけるデータやコンテンツの流通に対するセキュリティが具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
ネットワークの脅威の抽出方法及び解決策の調査方法が具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
ネットワークの脅威に対する恒常的に対処する仕組みが具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
イ 機敏性の高い情報を扱うネットワーク・認証基盤の在り方、IPsec&IKEの優位性について理解しているか。		22 /	25	25	20	15	10	5
医療情報ネットワークにおけるIPsecのセキュリティ上の優位性について説明できていること		5	5	5	4	3	2	1
IKEのセキュリティ上の優位性について説明できていること		4	5	5	4	3	2	1
現在IPsec & IKE商品を提供している各社VPNの相互運用が必要な理由を利用者の利便の観点から具体的に記述していること		5	5	5	4	3	2	1
IPsec&IKE通信網の提供事業者間で相互運用できない現状の要因について具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
相互運用するための対策方針(①証明書プロファイルの統一、②ルート証明書の設立)が具体的に示されていること		3	5	5	4	3	2	1
ウ SAML/ID-WSFを使った利用者の利便に資するシングルサインオンについて理解しているか。		48 /	50	50	40	30	20	10
SAML/ID-WSF方式に基づいた中継データベースの機能要件が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
関係省間の認証、SAMLによるシングルサインオンが具体的に示されていること		8	10	10	8	6	4	2
SAML/ID-WSF方式によるバックオフィス連携が具体的に示されていること		8	10	10	8	6	4	2
属性アサーションによる属性を組み合わせた権限認可が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
SAML/ID-WSFと結合させる公開された標準技術、その必要性や適用の模様が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
エ 関連する海外の技術やセキュリティ要件について理解しているか。		35 /	35	35	28	21	14	7
OASISの「Security Assertion Markup Language (SAML) v1.0/v1.1/v2.0」との関係が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
Liberty Alliance Projectの「Liberty Identity Web Services Framework (ID-WSF) 2.0」との関係が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
HIPAA(Health Insurance Portability and Accountability Act)との関係が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
SPO(Security Policy Committee)との関係が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
2 ネットワークの脅威と対策についての検討業務		68 /	75					
(1) 現状を踏まえてネットワーク上の脅威や防御対策が具体的に示されていること。		29 /	30					
ア ネットワーク上の脅威から守るべき資産や具体的な攻撃方法について整理すること。		15 /	15	15	12	9	6	3
想定されるネットワーク上の脅威が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
ネットワーク上の脅威から守るべき資産が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
ネットワークの脅威からチャネルセキュリティを保護する方法が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
イ 現状において利用可能な技術要素を組合せたチャネルセキュリティ対策について評価すること。		14 /	15	15	12	9	6	3
SSL/TLSに関する脆弱性を含む安全性に関する事項が具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
ID・パスワード、ワンタイムパスワード、共通鍵、公開鍵などの認証の安全性が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
公開鍵基盤の安全性が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
(2) なりすましに関するネットワークの脅威や対策について検討すること。		39 /	45					
ア なりすましに関するネットワークの脅威について検討する方法を整理すること。		14 /	15	15	12	9	6	3
なりすましに関するネットワーク上の脅威から守るべき資産が具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」で検討されたなりすましに関する脅威が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
上記以外のなりすましに関するネットワーク上の脅威や攻撃が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
イ なりすまし対策に公開鍵基盤による機密認証を活用する場合の利点を整理すること。		12 /	15	15	12	9	6	3
IETFのRFC文書になりすましに最も強力な対策として提示されていることが具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
IETFのRFC文書に記されている公開鍵の運用に関する課題が具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
IETFのRFC文書に記されている公開鍵の運用に関する課題への対処方法が具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
ウ 公開鍵基盤として整備すべき制度及びシステム要件を明らかにすること。		13 /	15	15	12	9	6	3
厚生労働省の「HPKI認証局証明書ポリシー」に規定されているシステム要件が具体的に示されていること		5	5	5	4	3	2	1
公開鍵基盤がICカードによって安価で安全に導入できることが具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1
公開鍵基盤を安全なオンライン環境で運用することで運用コストが軽減できることが具体的に示されていること		4	5	5	4	3	2	1

5 SAMLアサーション活用技術の検討業務

	321 / 360				
(1) 社会保障分野のアクセス権限や認可条件、通信シーケンスが具体的に示されていること。	140 / 155				
ア 複数の保険者の資格得喪手続を行う場合を想定したSAMLの用法が具体的に示されていること。	34 / 40	40	32	24	16
現行の保険者の資格得喪手続が具体的に示されていること	10	10	10	8	6
保険者の資格得喪手続をワンストップで行う方法が具体的に示されていること	10	10	10	8	6
保険者の資格得喪手続をワンストップで行う場合の制度的な課題や提案が具体的に示されていること	8	10	10	8	6
資格得喪によってIDが変わった場合に資格や給付等の手続の履歴を遡って閲覧する方法が具体的に示されていること	8	10	10	8	6
イ 本人の申請に基づいて給付調整を行う場合のSAMLの用法が具体的に示されていること。	30 / 30	30	24	18	12
現行の保険者の給付調整手続が具体的に示されていること	10	10	10	8	6
保険者の給付調整手続をワンストップで行う方法が具体的に示されていること	10	10	10	8	6
保険者の保険者の給付調整手続をワンストップで行う場合の制度的な課題や提案が示されていること	10	10	10	8	6
ウ 番号がない組織や重複付番がある組織を含めたSAMLの用法が具体的に示されていること。	34 / 40	40	32	24	16
番号がない組織や重複付番がある組織のユースケースが具体的に示されていること	10	10	10	8	6
SAMLのID管理の機能を番号がない組織や重複付番がある組織に適用する場合の考え方が具体的に示されていること	8	10	10	8	6
ユースケースにおいて同一人に対して重複IDがある場合の運用方法やセキュリティ上のリスクが具体的に示されていること	8	10	10	8	6
ユースケースにおいて同一人の重複IDを名寄せする方法が具体的に示されていること	8	10	10	8	6
エ 社会保障分野での利用に適した、相互運用が可能なSAMLの通信仕様が具体的に示されていること。	42 / 45	45	36	27	18
第三者認証サービスに基づいたSAMLの通信シーケンスが具体的に示されていること。	15	15	15	12	9
HTTP、SOAP、認証等のSAMLのバインディングで用いるプロトコルの用法が具体的に示されていること	15	15	15	12	9
SSL/TLS、IP等の下位レイヤのプロトコルが具備すべきセキュリティ要件が具体的に示されていること	12	15	15	12	9
(2) アサーションで取り扱う属性と権限認可のための条件が具体的に示されていること。	89 / 105				
ア 社会保障分野において権限認可のために考慮すべき属性が具体的に示されていること。	30 / 30	30	24	18	12
社会保障分野のユースケースに基づいてプレーヤーが具体的に示されていること。	10	10	10	8	6
プレーヤーの資格、役割、法的な関係などの属性が分類して具体的に示されていること	10	10	10	8	6
プレーヤーの属性を保存、確認できる場所が具体的に示されていること	10	10	10	8	6
イ 現行制度下における権限の確認方法が具体的に示されていること。	20 / 30	30	24	18	12
情報にアクセスする人間の権限を電子的に確認する手段が具体的に示されていること	10	10	10	8	6
現行制度下で属性を用いて権限を確認する方法が具体的に示されていること	6	10	10	8	6
現行制度下で属性を用いて権限を確認するシステムのイメージが具体的に示されていること	4	10	10	8	6
ウ SAMLにおいて属性を取り扱う方法が具体的に示されていること。	39 / 45	45	36	27	18
属性に基づいた権限認可のポリシーが具体的に示されていること	15	15	15	12	9
属性に基づいた権限認可のポリシーをどのように表現するか記法が具体的に示されていること	12	15	15	12	9
SAMLで属性、権限認可のポリシーをどのように取り扱うか具体的に示されていること	12	15	15	12	9
(3) 属性や用法について整理し、アサーションとしての記述方法が具体的に示されていること。	92 / 100				
ア 短期の通信セッションでの、利用者及び利用方法に応じた利用条件が具体的に示されていること。	40 / 40	40	32	24	16
本人が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	10	10	10	8	6
家族が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	10	10	10	8	6
国家資格のある代理人が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	10	10	10	8	6
保険者等の職員が利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	10	10	10	8	6
イ 権利証として長期に渡って利用する場合の、利用者及び利用方法に応じた利用条件が具体的に示されていること	22 / 30	30	24	18	12
家族や代理人が委任状として利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	8	10	10	8	6
国家資格のある代理人が同意書として利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	8	10	10	8	6
保護者、後見人等が法的制度の属性通知として利用する場合の利用条件が具体的に示されていること	6	10	10	8	6
ウ アサーションの記述内容や記法が具体的に示されていること。	30 / 30	30	24	18	12
属性記述に利用するXOML等の標準的な方法が具体的に示されていること	15	15	15	12	9
アサーションで伝送する属性や値、認可ポリシー等の記述に関する方法が具体的に示されていること	15	15	15	12	9

6 有識者(関係者や専門家)との議論・調整業務		100 /	100				
(1) IPsec及びIKE等に関して有識者(関係者や専門家)と十分に議論して検討結果をまとめること。		40 /	40				
ア ネットワーク上の脅威から守るべき資産や具体的な攻撃方法について整理することが具体的に示されていること。		15 /	15	15	12	9	6
社会保険に関しネットワーク上の脅威から守るべき資産が整理できること		5	5	5	4	3	2
チャネルセキュリティに対してネットワーク上の脅威になる攻撃が整理できること		5	5	5	4	3	2
ネットワーク上の脅威に対してチャネルセキュリティで守ることができることが整理できること		5	5	5	4	3	2
イ IPsec及びIKEの相互運用性を確保・維持する方法について検討することが具体的に示されていること。		15 /	15	15	12	9	6
IPsec及びIKEの相互運用性を確保する方が整理できること		5	5	5	4	3	2
オンデマンドVPNへの対応方法が整理できること		5	5	5	4	3	2
IPv6への対応方法が整理できること		5	5	5	4	3	2
ウ 安全なネットワークの導入に向けて厚生労働省にとって有益な提案をまとめることが具体的に示されていること		10 /	10	10	8	6	4
IPsec及びIKEの相互運用性に関し、厚生労働省にとって有益なその他の提案が示されていること		10	10	10	8	6	4
(2) 機関認証基盤に関して有識者(関係者や専門家)と十分に議論して検討結果をまとめられること。		30 /	30				
ア なりすましに関するネットワークの脅威や対策を取りまとめること。		15 /	15	15	12	9	6
なりすましに関するネットワークの脅威が整理できること		5	5	5	4	3	2
公開鍵基盤による機関認証を活用する場合の利点が整理できること		5	5	5	4	3	2
公開鍵基盤として整備すべき制度及びシステム要件が整理できること		5	5	5	4	3	2
イ 公開鍵基盤を用いてネットワーク接続先(機器)の真正性を担保する方法を取りまとめること。		15 /	15	15	12	9	6
HPKIを用いて所有者の真正性を確保する方法が整理できること		5	5	5	4	3	2
ネットワーク機器の障害・破損に対応する方法が整理できること		5	5	5	4	3	2
HPKIを用いて機器管理及び機関管理する第三者機関の要件が整理できること		5	5	5	4	3	2
(3) SAMLの活用に関して有識者(関係者や専門家)と十分に議論して検討結果をまとめられること。		30 /	30				
ア 社会保障分野にSAMLを適用する意義について整理すること。		10 /	10	10	8	6	4
SAMLのID管理の機能を番号がない組織や重複付番がある組織に適用する場合の考え方が整理できること		5	5	5	4	3	2
社会保障分野におけるIDの問題がSAMLの適用によって緩和できることが整理できること		5	5	5	4	3	2
イ 社会保障分野におけるSAMLの相互運用性を確保する方法、工程及び成果物を取りまとめること。		10 /	10	10	8	6	4
SAMLが標準に則った通信シーケンスを整理できること		5	5	5	4	3	2
SAML機能仕様書、実装規約、試験仕様書等の実装仕様書が整理できること		5	5	5	4	3	2
ウ 社会保障分野における属性やアサーションの取り扱いについて取りまとめること。		10 /	10	10	8	6	4
社会保障分野のニーズに基づいた属性による権限認可が整理できること		10	10	10	8	6	4
7 事業実施体制等		40 /	40				
(1) 事業実施体制、類似業務の実績等		40 /	40				
ア 制度設計に必要な、総合的な提案を行うために十分な経験と体制を有していることが示されているか。		40 /	40	40	32	24	16
事業実施にかかる要員の経験、保有する資格が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4
事業実施体制、要員の役割と合理的な工程が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8
本事業の実施に当たり有用な類似業務の実績が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4
得点合計		910 /	1000				

採点者名:

印

「社会保障分野での番号制度に伴う利用場面の実装設計に資する仮想環境構築請負業務の仕様書」に係る評価基準及び採点表

Confidential

提案者名: D社

【採点基準】

- A (特に優れている)
B (優れている)
C (普通)
D (やや劣る)
E (特に劣る)

※ 評価の公正性を保持するため、提案者名は伏せて評価を行う。

評価項目及び評価のポイント		評価 得点	配分	採点基準				
				A	B	C	D	E
1 事業の目的・実施内容		144	320					
(1) 社会保障と税に関わる番号制度及び厚生労働省関連業務に関する制度や業務に関する理解		144	320					
ア 新たな情報通信技術戦略及び社会保障と税に関わる番号制度など、政府施策について理解しているか。		112	240	240	192	144	96	48
社会保障・税番号大綱(案)との関係が具体的に示されていること		24	40	40	32	24	16	8
IT戦略構想及び社会保障と税に関わる番号制度の検討のスケジュールとの関係が具体的に示されていること		32	40	40	32	24	16	8
厚生労働省所管の制度と関係が具体的に示されていること		24	40	40	32	24	16	8
関連すると思われる他のIT政策との関係が具体的に示されていること		16	40	40	32	24	16	8
関係省庁、ステークホルダー等との関係が具体的に示されていること		8	40	40	32	24	16	8
二重付番など重複する情報の統合(名寄せ)が必要な社会保障分野と情報連携基盤との整合性が具体的に示されていること		8	40	40	32	24	16	8
イ 厚生労働省の各種ガイドラインや各種セキュリティ対策との関係について整理・理解しているか。		32	80	80	64	48	32	16
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(特に第8章、ネットワークの管理等)について記述していること		24	40	40	32	24	16	8
レセプトオンラインに関するセキュリティガイドラインにおけるネットワークの要件について記述していること		8	40	40	32	24	16	8
2 社会保障分野の情報連携サービスの仮想環境についての検討業務		372	640					
(1) 社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスの要件が具体的に示されていること。		232	350					
ア 社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスと仮想環境で提供するサービスの範囲が具体的に示されているか。		48	90	90	72	54	36	18
社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスが具体的に示されていること		24	30	30	24	18	12	6
仮想環境で提供する(すべき)サービスが具体的に提案されていること		18	30	30	24	18	12	6
情報連携サービスを行う上で制度の見直しが必要な事項が具体的に示されていること		6	30	30	24	18	12	6
イ 仮想環境のイメージ、ステークホルダー、操作フローが具体的に提案されているか。		64	100	100	80	60	40	20
「保険資格得喪」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
「医療保険資格確認」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付の履歴情報開示」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
上記以外に、仮想環境で提供する(すべき)有益なサービスが提案され、提案の範囲と操作フローが具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
ウ 仮想環境で取り扱う情報について具体的に示されているか。		72	100	100	80	60	40	20
「保険資格得喪」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
「医療保険資格確認」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付の履歴情報開示」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
上記以外に、仮想環境で提供する(すべき)有益なサービスが提案され、取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
エ 仮想環境の構築計画や構成が具体的に示されているか。		48	60	60	48	36	24	12
仮想環境のシステム構築工程が具体的に示されていること。		16	20	20	16	12	8	4
仮想環境のシステム構成が具体的に示されていること。		16	20	20	16	12	8	4
仮想環境のネットワーク構成が具体的に示されていること。		16	20	20	16	12	8	4
(2) 情報連携サービスに関する啓発、評価及び改善などPDCAが具体的に示されていること。		140	290					
ア 普及・啓発する対象者及び対象者への普及・啓発方法が具体的に示されているか。		48	80	80	64	48	32	16
民間の保険者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
自治体の保険者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
保険者の窓口の企業に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
一般の利用者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
イ 仮想環境を用いたアンケート等による評価方法、評価項目等が具体的に示されているか。		68	140	140	112	84	56	28
仮想環境を用いたサービス開始の案内やID/パスワード配付について、費用負担・作業負担の少ない現実的な方法が提案されていること。		16	20	20	16	12	8	4
WEBアンケートなど、疎かに意見集約できる方法に関する提案が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
サービスの仕様や開発活動に関する評価を行う評価項目が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
仮想サービスの情報項目に応じた、プライバシー性の評価方法について言及されていること。		4	20	20	16	12	8	4
仮想サービスの利用特性、トランザクション数に応じた、可用性・性能評価方法について言及されていること。		4	20	20	16	12	8	4
アンケートの集計方法や評価に関する提案が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
アンケートの集計について保険者、企業、利用者等の対象毎に分析する提案が具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
ウ 評価に基づいてよりよいサービスの実現に向けた改善提案を行う方法が具体的に示されているか。		24	70	70	56	42	28	14
仮想サービスの仕様の評価に基づいた改善提案の方法が具体的に示されていること		12	30	30	24	18	12	6
仮想サービスの可用性・性能評価に基づき、サイジングについて提案することが具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
本事業で仮想環境を用いて提供するサービス以外のサービスについて提案することが具体的に示されていること		8	20	20	16	12	8	4
3 事業実施体制等		40	40					
(1) 事業実施体制、類似業務の実績等		40	40					
ア 制度設計に必要な、総合的な提案を行うために十分な経験と体制を有していることが示されているか。		40	40	40	32	24	16	8
事業実施にかかる要員の経歴、保有する資格が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
事業実施体制、要員の役割と合理的な工程が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
本事業の実施に当たり有用な類似業務の実績が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
得点合計		556	1000					

採点者名:

印

「社会保障分野での番号制度に伴う利用場面の実装設計に資する仮想環境構築請負業務の仕様書」
に係る評価基準及び採点表

Confidential

提案者名: E社

【採点基準】
A (特に優れている)
B (優れている)
C (普通)
D (やや劣る)
E (特に劣る)

※ 評価の公正性を保持するため、提案者名は伏せて評価を行う。

評価項目及び評価のポイント		評価 得点	配分	採点基準				
				A	B	C	D	E
1 事業の目的・実施内容		104	320					
(1) 社会保障と税に関わる番号制度及び厚生労働省関連業務に関する制度や業務に関する理解		104	320					
ア 新たな情報通信技術戦略及び社会保障と税に関わる番号制度など、政府施策について理解しているか。		88	240	240	192	144	96	48
社会保険・税番号大綱(案)との関係が具体的に示されていること		24	40	40	32	24	16	8
IT戦略情報及び社会保障と税に関わる番号制度の検討のスケジュールとの関係が具体的に示されていること		24	40	40	32	24	16	8
厚生労働省所管の業務と関係する番号制度との関係が具体的に示されていること		16	40	40	32	24	16	8
関連すると思われる他のIT政策との関係が具体的に示されていること		8	40	40	32	24	16	8
関係省庁、ステークホルダー等との関係が具体的に示されていること		8	40	40	32	24	16	8
二重付番など重複する情報の統合(名寄せ)が必要な社会保障分野と情報連携基盤との整合性が具体的に示されていること		8	40	40	32	24	16	8
イ 厚生労働省の各種ガイドラインや各種セキュリティ対策との関係について整理・理解しているか。		16	80	80	64	48	32	16
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(特に第8章、ネットワークの脅威等)について記述していること		8	40	40	32	24	16	8
レセプトオンラインに関するセキュリティガイドラインにおけるネットワークの要件について記述していること		8	40	40	32	24	16	8
2 社会保障分野の情報連携サービスの仮想環境についての検討業務		242	640					
(1) 社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスの要件が具体的に示されていること。		126	350					
ア 社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスと仮想環境で提供するサービスの範囲が具体的に示されているか。		30	90	90	72	54	36	18
社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスが具体的に示されていること		12	30	30	24	18	12	6
仮想環境で提供する(すべき)サービスが具体的に提案されていること		12	30	30	24	18	12	6
情報連携サービスを行う上で制度の見直しが必要な事項が具体的に示されていること		6	30	30	24	18	12	6
イ 仮想環境のイメージ、ステークホルダー、操作フローが具体的に提案されているか。		36	100	100	80	60	40	20
「保険資格喪失」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
「医療保険資格喪失」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		8	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付の履歴情報閲覧」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
上記以外に、仮想環境で提供する(すべき)有益なサービスが提案され、提案の根拠と操作フローが具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
ウ 仮想環境で取り扱う情報について具体的に示されているか。		32	100	100	80	60	40	20
「保険資格喪失」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
「医療保険資格喪失」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付の履歴情報閲覧」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
上記以外に、仮想環境で提供する(すべき)有益なサービスが提案され、取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
エ 仮想環境の構築計画や構成が具体的に示されているか。		28	60	60	48	36	24	12
仮想環境のシステム開発工程が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
仮想環境のシステム構成が具体的に示されていること		8	20	20	16	12	8	4
仮想環境のネットワーク構成が具体的に示されていること		8	20	20	16	12	8	4
(2) 情報連携サービスに関する啓発、評価及び改善などPDCAが具体的に示されていること。		116	290					
ア 普及・啓発する対象者及び対象者への普及・啓発方法が具体的に示されているか。		36	80	80	64	48	32	16
民間の保険者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		8	20	20	16	12	8	4
自治体の保険者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		8	20	20	16	12	8	4
保険者の窓口の企業に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
一般の利用者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
イ 仮想環境を用いたアンケート等による評価方法、評価項目等が具体的に示されているか。		60	140	140	112	84	56	28
仮想環境を用いたサービス開始の案内やID/パスワード配付について、費用負担・作業負担の少ない現実的な方法が提案されていること		12	20	20	16	12	8	4
WEBアンケートなど、随時意見集約できる方法に関する提案が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
サービスの仕様や開発活動に関する評価を行う評価項目が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
仮想サービスの情報項目に応じた、プライバシー性の評価方法について言及されていること		4	20	20	16	12	8	4
仮想サービスの利用特性、トランザクション数に応じた、可用性・性能評価方法について言及されていること		4	20	20	16	12	8	4
アンケートの集計方法や評価に関する提案が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
アンケートの集計について保険者、企業、利用者等の対象毎に分析する提案が具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
ウ 評価に基づいてよりよいサービスの実現に向けた改善提案を行う方法が具体的に示されているか。		20	70	70	56	42	28	14
仮想サービスの仕様の評価に基づいた改善提案の方法が具体的に示されていること		12	30	30	24	18	12	6
仮想サービスの可用性・性能評価に基づき、サイジングについて提案することが具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
本事業で仮想環境を用いて提供するサービス以外のサービスについて提案することが具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
3 事業実施体制等		40	40					
(1) 事業実施体制、類似業務の実績等		40	40					
ア 制度設計に必要な、総合的な提案を行うために十分な経験と体制を有していることが示されているか。		40	40	40	32	24	16	8
事業実施にかかる要員の経験、保有する資格が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
事業実施体制、要員の役割と合理的な工程が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
本事業の実施に当たり有用な類似業務の実績が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
得点合計		386	1000					

採点者名:

印

「社会保障分野での番号制度に伴う利用場面の実装設計に資する仮想環境構築請負業務の仕様書」
に係る評価基準及び採点表

Confidential

提案者名: F社

【採点基準】
A (特に優れている)
B (優れている)
C (普通)
D (やや劣る)
E (特に劣る)

※ 評価の公正性を保持するため、提案者名は伏せて評価を行う。

評価項目及び評価のポイント		評価 得点	配分	採点基準				
				A	B	C	D	E
1 事業の目的・実施内容		304	320					
(1) 社会保障と税に関わる番号制度及び厚生労働省関連業務に関する制度や業務に関する理解		304	320					
ア 新たな情報通信技術戦略及び社会保障と税に関わる番号制度など、政府施策について理解しているか。		240	240	240	192	144	96	48
社会保障・税番号大綱(案)との関係が具体的に示されていること		40	40	40	32	24	16	8
IT戦略情報及び社会保障と税に関わる番号制度の検討のスケジュールとの関係が具体的に示されていること		40	40	40	32	24	16	8
厚生労働省所管の業務と関係する番号制度との関係が具体的に示されていること		40	40	40	32	24	16	8
関連すると思われる他のIT政策との関係が具体的に示されていること		40	40	40	32	24	16	8
関係省庁、ステークホルダー等との関係が具体的に示されていること		40	40	40	32	24	16	8
二重付番など重複する情報の統合(名寄せ)に必要な社会保障分野と情報連携基盤との整合性が具体的に示されていること		40	40	40	32	24	16	8
イ 厚生労働省の各種ガイドラインや各種セキュリティ対策との関係について整理・理解しているか。		64	80	80	64	48	32	16
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(特に第8章、ネットワークの脅威等)について記述していること		40	40	40	32	24	16	8
レポートオンラインに関するセキュリティガイドラインにおけるネットワークの要件について記述していること		24	40	40	32	24	16	8
2 社会保障分野の情報連携サービスの仮想環境についての検討業務		548	640					
(1) 社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスの要件が具体的に示されていること。		312	350					
ア 社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスと仮想環境で提供するサービスの範囲が具体的に示されているか。		72	90	90	72	54	36	18
社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスが具体的に示されていること		30	30	30	24	18	12	6
仮想環境で提供する(すべき)サービスが具体的に提案されていること		24	30	30	24	18	12	6
情報連携サービスを行う上で制度の見直しが必要な事項が具体的に示されていること		18	30	30	24	18	12	6
イ 仮想環境のイメージ、ステークホルダー、操作フローが具体的に提案されているか。		96	100	100	80	60	40	20
「保険資格喪失」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
「医療保険資格喪失」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付の履歴情報閲覧」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
上記以外に、仮想環境で提供する(すべき)有益なサービスが提案され、提案の機能と操作フローが具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
ウ 仮想環境で取り扱う情報について具体的に示されているか。		96	100	100	80	60	40	20
「保険資格喪失」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
「医療保険資格喪失」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付の履歴情報閲覧」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
上記以外に、仮想環境で提供する(すべき)有益なサービスが提案され、取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
エ 仮想環境の構築計画や構成が具体的に示されているか。		48	60	60	48	36	24	12
仮想環境のシステム開発工程が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
仮想環境のシステム構成が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
仮想環境のネットワーク構成が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
(2) 情報連携サービスに関する啓発、評価及び改善などPDCAが具体的に示されていること。		236	290					
ア 普及・啓発する対象者及び対象者への普及・啓発方法が具体的に示されているか。		68	80	80	64	48	32	16
民間の保険者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
自治体の保険者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
保険者の窓口の企業に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
一般の利用者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
イ 仮想環境を用いたアンケート等による評価方法、評価項目等が具体的に示されているか。		116	140	140	112	84	56	28
仮想環境を用いたサービス開始の案内やID/パスワード配付について、費用負担・作業負担の少ない現実的な方法が提案されていること		20	20	20	16	12	8	4
WEBアンケートなど、確実に意見集約できる方法に関する提案が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
サービスの仕様や啓発活動に関する評価を行う評価項目が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
仮想サービスの情報項目に応じた、プライバシー性の評価方法について言及されていること		20	20	20	16	12	8	4
仮想サービスの利用特性、トランザクション数に応じた、可用性・性能評価方法について言及されていること		16	20	20	16	12	8	4
アンケートの集計方法や評価に関する提案が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
アンケートの集計について保険者、企業、利用者等の対象者別に分析する提案が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
ウ 評価に基づいてよりよいサービスの実現に向けた改善提案を行う方法が具体的に示されているか。		52	70	70	56	42	28	14
仮想サービスの仕様の評価に基づいた改善提案の方法が具体的に示されていること		24	30	30	24	18	12	6
仮想サービスの可用性・性能評価に基づき、サイジングについて提案することが具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
本事業で仮想環境を用いて提供するサービス以外のサービスについて提案することが具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
3 事業実施体制等		40	40					
(1) 事業実施体制、類似業務の実績等		40	40					
ア 制度設計に必要な、総合的な提案を行うために十分な経験と体制を有していることが示されているか。		40	40	40	32	24	16	8
事業実施にかかる要員の経歴、保有する資格が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
事業実施体制、要員の役割と合理的な工程が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
本事業の実施に当たり有用な類似業務の実績が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
得点合計		892	1000					

採点者名:

印

「社会保障分野での番号制度に伴う利用場面の実装設計に資する仮想環境構築請負業務の仕様書」
に係る評価基準及び採点表

Confidential

提案者名: G社

【採点基準】
A (特に優れている)
B (優れている)
C (普通)
D (やや劣る)
E (特に劣る)

※ 評価の公正性を保持するため、提案者は伏せて評価を行う。

評価項目及び評価のポイント		評価 得点	配分	採点基準				
				A	B	C	D	E
1 事業の目的・実施内容		136	320					
(1) 社会保障と税に関わる番号制度及び厚生労働省関連業務に関する制度や業務に関する理解		136	320					
ア 新たな情報通信技術戦略及び社会保障と税に関わる番号制度など、政府施策について理解しているか。		88	240	240	192	144	96	48
社会保障・税番号大綱(案)との関係が具体的に示されていること		24	40	40	32	24	16	8
IT戦略情報及び社会保障と税に関わる番号制度の検討のスケジュールとの関係が具体的に示されていること		32	40	40	32	24	16	8
厚生労働省所管の業務と関係する番号制度との関係が具体的に示されていること		8	40	40	32	24	16	8
関連すると思われる他のIT政策との関係が具体的に示されていること		8	40	40	32	24	16	8
関係省庁、ステークホルダー等との関係が具体的に示されていること		8	40	40	32	24	16	8
二重付番など重複する情報の統合(名寄せ)が必要な社会保障分野と情報連携基盤との整合性が具体的に示されていること		8	40	40	32	24	16	8
イ 厚生労働省の各種ガイドラインや各種セキュリティ対策との関係について整理・理解しているか。		48	80	80	64	48	32	16
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(特に第8章、ネットワークの脅威等)について記述していること		24	40	40	32	24	16	8
レセプトオンラインに関するセキュリティガイドラインにおけるネットワークの要件について記述していること		24	40	40	32	24	16	8
2 社会保障分野の情報連携サービスの仮想環境についての検討業務		334	640					
(1) 社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスの要件が具体的に示されていること。		218	350					
ア 社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスと仮想環境で提供するサービスの範囲が具体的に示されているか。		66	90	90	72	54	36	18
社会保障分野を俯瞰した情報連携サービスが具体的に示されていること		24	30	30	24	18	12	6
仮想環境で提供する(すべき)サービスが具体的に提案されていること		24	30	30	24	18	12	6
情報連携サービスを行う上で制度の見直しが必要な事項が具体的に示されていること		18	30	30	24	18	12	6
イ 仮想環境のイメージ、ステークホルダー、操作フローが具体的に提案されているか。		72	100	100	80	60	40	20
「保険資格得喪」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
「医療保険資格確認」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付の履歴情報開示」に関する仮想サービスが提案され、操作フローが具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
上記以外に、仮想環境で提供する(すべき)有益なサービスが提案され、提案の根拠と操作フローが具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
ウ 仮想環境で取り扱う情報について具体的に示されているか。		52	100	100	80	60	40	20
「保険資格得喪」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
「医療保険資格確認」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		12	20	20	16	12	8	4
「保険料徴収、保険給付の履歴情報開示」仮想サービスで取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		8	20	20	16	12	8	4
上記以外に、仮想環境で提供する(すべき)有益なサービスが提案され、取り扱う情報の保有機関、場所及び情報項目が具体的に示されていること		8	20	20	16	12	8	4
エ 仮想環境の構築計画や構成が具体的に示されているか。		28	60	60	48	36	24	12
仮想環境のシステム開発工程が具体的に示されていること。		8	20	20	16	12	8	4
仮想環境のシステム構成が具体的に示されていること。		12	20	20	16	12	8	4
仮想環境のネットワーク構成が具体的に示されていること。		8	20	20	16	12	8	4
(2) 情報連携サービスに関する啓発、評価及び改善などPDCAが具体的に示されていること。		116	290					
ア 普及・啓発する対象者及び対象者への普及・啓発方法が具体的に示されているか。		52	80	80	64	48	32	16
民間の保険者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
自治体の保険者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
保険者の窓口の企業に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
一般の利用者に対して社会保障サービスの電子化イメージを啓発する方法が具体的に示されていること		16	20	20	16	12	8	4
イ 仮想環境を用いたアンケート等による評価方法、評価項目等が具体的に示されているか。		40	140	140	112	84	56	28
仮想環境を用いたサービス開始の案内やID/パスワード配付について、費用負担・作業負担の少ない現実的な方法が提案されていること。		4	20	20	16	12	8	4
WEBアンケートなど、確実に意見集約できる方法に関する提案が具体的に示されていること		8	20	20	16	12	8	4
サービスの仕様や啓発活動に関する評価を行う評価項目が具体的に示されていること		8	20	20	16	12	8	4
仮想サービスの情報項目に応じた、プライバシー性の評価方法について言及されていること。		8	20	20	16	12	8	4
仮想サービスの利用特性、トランザクション数に応じた、可用性・性能評価方法について言及されていること。		4	20	20	16	12	8	4
アンケートの集計方法や評価に関する提案が具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
アンケートの集計について保険者、企業、利用者等の対象者に分析する提案が具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
ウ 評価に基づいてよりよいサービスの実現に向けた改善提案を行う方法が具体的に示されているか。		24	70	70	56	42	28	14
仮想サービスの仕様の評価に基づいた改善提案の方法が具体的に示されていること		12	30	30	24	18	12	6
仮想サービスの可用性・性能評価に基づき、サイジングについて提案することが具体的に示されていること		4	20	20	16	12	8	4
本事業で仮想環境を用いて提供するサービス以外のサービスについて提案することが具体的に示されていること		8	20	20	16	12	8	4
3 事業実施体制等		40	40					
(1) 事業実施体制、類似業務の実績等		40	40					
ア 制度設計に必要な、総合的な提案を行うために十分な経験と体制を有していることが示されているか。		40	40	40	32	24	16	8
事業実施にかかる要員の経験、保有する資格が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
事業実施体制、要員の役割と合理的な工程が具体的に示されていること		20	20	20	16	12	8	4
本事業の実施に当たり有用な類似業務の実績が具体的に示されていること		10	10	10	8	6	4	2
得点合計		510	1000					

採点者名:

印

中安補佐評価結果と各評価委員の評価比較表

別添 8

○社会保障分野での情報連携のための通信・認証・認可等の要件定義に資する請負業務

- ※ 中安補佐評価結果と同じ点数を付けた項目の数及び全項目(131項目)に占める割合
- ※ 事前に中安補佐評価結果をもっていたと証言しているのは、委員A、B、C、E、Fの5名

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員G
a社	74 (56.5%)	110 (84.0%)	95 (72.5%)	43 (32.8%)	94 (71.8%)	98 (74.8%)	87 (66.4%)
NSS社	88 (67.2%)	111 (84.7%)	115 (87.8%)	82 (62.6%)	103 (78.6%)	92 (70.2%)	82 (62.6%)

○社会保障分野での番号制度に伴う利用場面の実装設計に資する仮想環境構築請負業務

- ※ 中安補佐評価結果と同じ点数を付けた項目の数及び全項目(41項目)に占める割合
- ※ 事前に中安補佐評価結果をもっていたと証言しているのは、委員A、B、C、E、Fの5名

	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員G
b社	28 (68.3%)	37 (90.2%)	35 (85.4%)	14 (34.1%)	33 (80.5%)	14 (34.1%)	27 (65.9%)
c社	20 (48.8%)	30 (73.2%)	28 (68.3%)	13 (31.7%)	31 (75.6%)	26 (63.4%)	29 (70.7%)
NSS社	35 (85.4%)	35 (85.4%)	34 (82.9%)	20 (48.8%)	32 (78.0%)	29 (70.7%)	26 (63.4%)
d社	37 (90.2%)	30 (73.2%)	32 (78.0%)	11 (26.8%)	29 (70.7%)	18 (43.9%)	19 (46.3%)

日本システムサイエンス社（NSS社）が受託等した事業の評価結果

年度	事業名	応札者	委員A	委員B	委員C	委員D	計
20	健康情報活用基盤実証事業	浦添市	33	28	32	27	120

年度	事業名	応札者	委員E	委員F	委員G	委員H	委員I	委員J	計
20	社会保障カード(仮称)にかかる制度設計に向けた検討のための、安全かつ効率的な情報アクセス及び認証方式等に関する機能検証及び提案業務	NSS社	80	86	90	76	74	74	480

年度	事業名	応札者	委員K	委員L	委員M	委員N	委員O	委員P	計
21	社会保障カードの実証事業にかかるマネジメント及び制度設計に向けた検討のための提案に関する請負業務に係る契約候補者の決定	NSS社	314	384	400	394	395	365	2252
		A	354	296	371	342	314	191	1868
		B	195	182	141	296	186	156	1156
		C	430	242	382	424	262	291	2031
		D	277	150	250	318	161	347	1503

年度	事業名	応札者	委員Q	委員R	委員S	委員T	委員U	委員V	委員W	計
23	社会保障分野での情報連携のための通信・認証・認可等の要件定義に資する提案請負業務	E	611	593	575	579	575	570	650	4153
		NSS社	849	929	907	921	888	903	989	6386

年度	事業名	応札者	委員X	委員Y	委員Z	委員a	委員b	委員c	委員d	計
23	社会保障分野での番号制度に伴う利用場面の実装設計に資する仮想環境構築請負業務	F	584	570	572	570	538	570	608	4012
		G	486	434	398	496	364	364	440	2982
		NSS社	870	916	878	920	856	882	968	6290
		H	510	564	508	652	544	504	564	3846

年度	事業名	応札者	委員e	委員f	委員g	委員h	委員i	委員j	計
24	医療等分野での情報連携のための通信・認証・認可等の要件定義に資する提案・技術検証請負業務	NSS社	842	878	682	784	455	645	4286
		I	716	768	626	939	378	770	4197

年度	事業名	応札者	委員k	委員l	委員m	委員n	委員o	委員p	計
26	医療保険者等における番号制度の活用に関する調査研究	NSS社	612	768	748	870	923	668	4589

年度	事業名	応札者	委員q	委員r	委員s	委員t	委員u	委員v	委員w	計
27	医療保険者等の番号制度導入支援等に係る調査研究業務	NSS社	538	458	318	360	510	456	410	3050

1. ルール

- 出勤簿等の管理〔人事院規則9-5、昭和60年12月人事院事務総長通知〕
 - ① 出勤簿は、勤務時間管理員（各課長が指名：総務係長 等）が管理。
 - ② 職員は、定時までに出勤したことを証明するために出勤簿に押印。
 - ③ 押印のない欄には、勤務時間管理員が休暇、出張等その他必要とする事項をその都度記入。
 - ④ 外勤の場合の取扱が定められていない。

2. 出勤管理に関する関連規程

○人事院規則九一五（給与簿）（昭和二十六年十一月三十日人事院規則九一五）
（勤務時間報告書）

第三条 勤務時間報告書には、課係等の長が指名した者（以下「勤務時間管理員」という。）が、各職員につきその勤務時間を管理するため作成する記録（以下「出勤簿」という。）及びその他事務総長が定める記録に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。

一～六（略）

○給与簿等の取扱いについて（昭和60年12月21日給実甲第576号人事院事務総長通知）
第2 出勤簿

1 出勤簿は、各職員ごとに作成し、勤務時間管理員がこれを管理するものとする。

2 出勤簿には、職員（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第8条の規定の適用を受ける職員を除く。）が定時までに出勤したことを証するために押印等を行い、勤務時間管理員は各職員の年次休暇、病欠休暇、特別休暇、介護休暇、就業禁止期間、短従許可期間、育児時間、勤務時間を割く兼業、勤務時間内法科大学院派遣法第4条派遣及び欠勤の日数及び時間数並びにその他必要とする事項をその都度記入し、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第6条第2項に規定する週休日の振替等、勤務時間法第13条の2第1項の規定に基づく超勤代休時間の指定及び勤務時間法第15条第1項の規定に基づく休日の代休日の指定については、その都度その旨を表示するものとする。（以下略）

平成22年

出勤簿

中安 一幸

別添11

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	年休	病休	特休	介休	育休	欠勤	その他				
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
1月	金 元日	休日	休日						土	日	月 成人の日																															
2月																																										
3月																																										
4月																																										
5月																																										
6月																																										
摘要																																証明する					平成 23 年 10 月 3 日					計

中安 一幸

平成 22 年

出

勤

簿

日																年休				病休				特休				介休				賞休				欠勤				その他			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31												
7月	出張	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休											
8月	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休											
9月	出張	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休											
10月	出張	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休											
11月	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休											
12月	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休											
摘要	原本に相違なきこと																															計											
平成23年10月3日																																											

証明する

平成 22 年 10 月 3 日

勤務時間管理員

平成 23 年

出勤簿

中安 一幸

日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	年休		病休		特休		介休		育休		欠勤		その他				
月		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																
1 月		土 元日	休日	休日	土	土	土	土	土	日	月 成人の日	土	土	土	土	土	土																
2 月		土	土	土	土	土	日	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土																
3 月		土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土																
4 月		土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土																
5 月		土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土																
6 月		土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土																
摘要		本年 1 月 1 日 から 6 月 30 日 までの出勤状況																														計	
		証明する 平成 23 年 6 月 3 日																															

中安 一幸

平成 23 年

出勤簿

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	年休	病休	特休	介休	育休	欠勤	その他
7月	16 土	17 土	18 日	19 月曜	20 月曜	21 月曜	22 月曜	23 月曜	24 土	25 日	26 月曜	27 月曜	28 月曜	29 月曜	30 月曜							
8月	29 月曜	30 月曜	31 月曜	1 月曜	2 月曜	3 月曜	4 月曜	5 月曜	6 月曜	7 月曜	8 月曜	9 土	10 日	11 月曜	12 月曜	13 月曜						
9月	1 月曜	2 月曜	3 月曜	4 月曜	5 月曜	6 月曜	7 月曜	8 月曜	9 月曜	10 土	11 日	12 月曜	13 月曜	14 月曜	15 月曜							
10月	16 土	17 土	18 日	19 月曜	20 月曜	21 月曜	22 月曜	23 月曜	24 土	25 日	26 月曜	27 月曜	28 月曜	29 月曜	30 土							
11月	1 月曜	2 月曜	3 月曜	4 月曜	5 月曜	6 月曜	7 月曜	8 月曜	9 土	10 日	11 月曜	12 月曜	13 月曜	14 月曜	15 土							
12月	16 土	17 土	18 日	19 月曜	20 月曜	21 月曜	22 月曜	23 月曜	24 土	25 日	26 月曜	27 月曜	28 月曜	29 月曜	30 土							
計																						

平成 23 年

出勤簿

日 月	1 16	2 17	3 18	4 19	5 20	6 21	7 22	8 23	9 24	10 25	11 26	12 27	13 28	14 29	15 30	16 31	年休	病休	待休	介休	育休	欠勤	その他
1 月	土 元日	休日	休日					土	日	成人の日					土								
	日						土	日						土	日								
2 月					土	日					金 建國記念 の日	土	日										
				土	日						土	日											
3 月					土	日						土	日										
				土	日	春分の日					土	日											
4 月	土	土	日						土	日													
		日						土	日					金 昭和の日	土								
5 月	日		火 憲法 記念日	水 みどりの 日	木 こどもの 日		土	日							日								
						土	日						土	日									
6 月				土	日						土	日											
摘要																	計						

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	年休	病休	特休	介休	育休	欠勤	その他
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
7 月		土	日					土	日													
8 月						土	日						土	日								
9 月					土	日				土	日											
10 月	土	日	月	敬老の日				金	土	日	月	体育の日	土	日								
11 月	土	日	木	文化の日	土	日	土	日	土	日	土	土	日	土	日							
12 月	土	土	土	土	土	土	土	金	土	日	土	土	土	土	土							
計																						

平成 24 年

出勤簿

政策部 自治体社会保険担当事務室

中 安 一 幸

日 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	31	年休 病休 特休 介休 育休 欠勤 その他
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
1 月	日 元日	休 日	休 日	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	
2 月	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	
3 月	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	
4 月	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	
5 月	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	
6 月	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	日 休	
摘要																	計

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	31	年休	病休	特休	介休	育休	欠勤	その他
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
7 月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月							
8 月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火							
9 月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水							
10 月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木							
11 月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金							
12 月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土							
摘要																	計						

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	31	年休	病休	特休	介休	育休	欠勤	その他
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								
7 月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月							
8 月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月							
9 月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月							
10 月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月							
11 月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月							
12 月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月							
計																							

平成 26 年

出

勤

簿

情報政策担当参事官室

中 安 一 幸

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	年休	病休	特休	介休	育休	欠勤	その他				
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
1 月	水 元日	休	日	土	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
2 月	土	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
3 月	土	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
4 月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
5 月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
6 月	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
摘要																																計										

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	年休	病休	特休	介休	育休	欠勤	その他
7月	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日							
8月	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土							
9月	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土							
10月	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土							
11月	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土							
12月	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土							
要 摘																																計						

平成 27 年

出勤簿

申安 一幸

日 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	31	年休 病休 特休 介休 育休 欠勤 その他
	16 木 元日	17 休 日	18 休 日	19 日	20	21	22	23	24	25	26 日 成人の日	27 月 成人の日	28	29	30		
1 月	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	
2 月	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	
3 月	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	
4 月	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	
5 月	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	
6 月	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	
摘要																	計

中安補佐の支給端末の操作記録等の解析結果

	平成25年	平成26年	平成27年
① 出勤管理対象日数	165日	242日	190日
② PC操作及び 予定表記載あり	51日	67日	14日
③ PC操作のみあり	37日	47日	42日
④ 予定表記載のみあり	41日	76日	15日
⑤ ②～④小計	129日	190日	71日
⑥ 1日休暇日	9日	14日	17日
⑦ ⑤・⑥合計	138日	204日	88日
⑧ ⑦／①(%)	84%	84%	46%

※ 端末の起動時間やシャットダウン時間が、始業時間や終業時間とかなり異なる日が多くある。
また、中安補佐は、厚生労働省支給端末以外の端末で業務を行っていたことも確認されている。

1. ルール

- 出張については、旅費支給を伴うか、出張先の負担であるかに関わらず、旅行命令権者による旅行命令が必要。

※ 往復100km以上の遠隔地での業務を出張として運用。（本省では100km未満はSuica等を使用）
→ 「業務命令による外出」等とすることにより実際に要した交通費を庁費により準備した

Suica、PASMO等のICカード乗車券、プリペイドカード、回数券等を活用して実費負担を行なう場合や官用車を利用する等により交通費が発生しない場合には、旅費法に基づく旅費は支給しない。

（2012年1月改訂 各府省等申合せ 旅費業務に関する標準マニュアルP17）

（2008年8月改訂 会計課経理室管財班とりまとめ ICカード乗車券の使用の範囲及び管理等について）

- 旅費の負担方法に関するルール

次の条件を満たす場合には、別途負担旅費を活用した公務出張とすることは可能。
運用に際しては引き続き勤務、倫理関係の諸規定を遵守すること。

（平成24年3月29日大臣官房人事課）

- ・ 旅費の負担（受領）に関する疑念や誤解が生じないこと。
- ・ 出張用務が「講演等」の場合であって、平成24年1月16日大臣官房総務課「厚生労働省職員による勉強会や講演等への参加について」（※）の取扱いに基づいていること。

2. 出勤管理に関する関連規程

○国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2～7 （略）

（旅行命令等）

第4条 左の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、各庁の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 （略）

2～7 （略）

（旅費の調整）

第46条 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合にば不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合には、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 （略）

○「厚生労働省職員による勉強会や講演等への参加について」（平成24年1月16日大臣官房総務課）

1. 外部との勉強会や講演等の場については、政策の企画立案の参考にしたり、施策の周知等を行うため必要なものであり、国家公務員倫理法を厳守した上で、積極的に活用すること。特に日々の業務に負われる若手職員に対し、こうした場への出席を奨励するよう、幹部職員は努めること。
2. その場合、厚生労働省として組織決定されていない内容があたかも決定されたものとして勉強会参加者や聴衆等に誤解されないように、発言内容には慎重を期すること。
3. 厚生労働省出身者が再就職している公益法人等が主催する講演会・勉強会等に出席する場合には、当該法人との不適切な関係を疑われたり、必要性の低い講演等を行うことで職員の業務負担が増えること等のないよう留意すること。

簿
令
命
行
旅

No.

東京都千代田区豊が岡一丁目2番2号

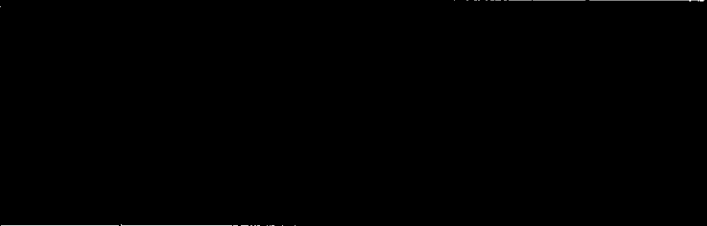
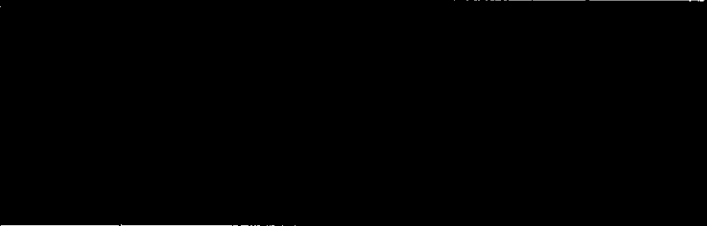
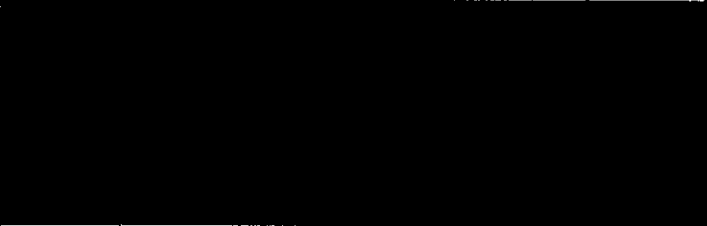
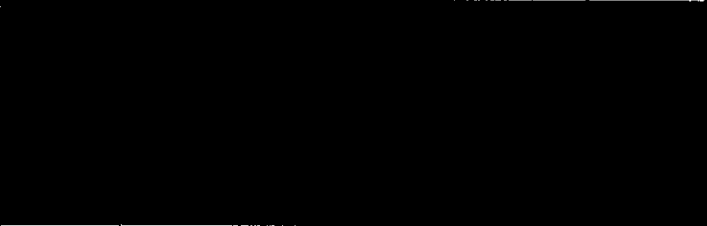
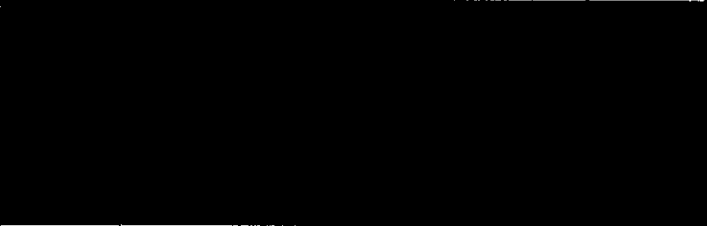
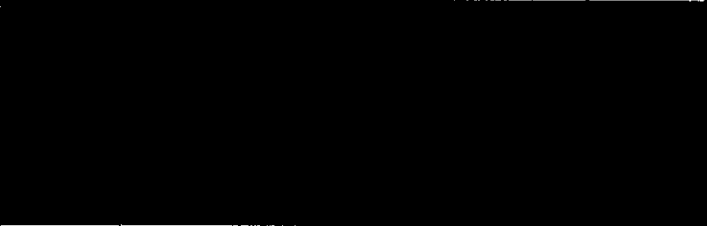
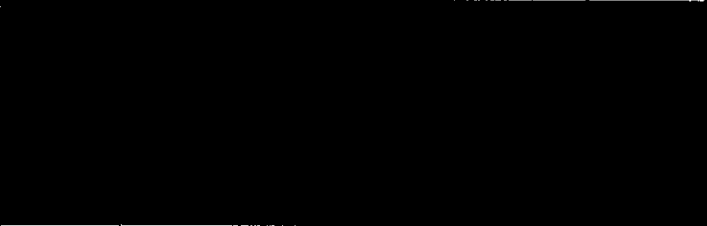
所 属 部 局 課 (又は所属団体)		政務部社会福祉課生活福祉課		住 所 (又は居所)		東京都千代田区霞が関一丁目2番2号	
官 職 (又は職業)		厚生労働事務官		氏 名		中 安 一 幸	
職 務 の 級		職 務 の 級		年 月 日		年 月 日	
発 令 年月日	用	務	用 務 先	旅 行 期 間	旅行命 令権者 の認印	旅行者 の認印	支出官 等の認 印
概 算 払 年月日	金 額	精 算 払 年月日	金 額	考 備			
22.5.1	社会福祉カードに関する 実証事業実施地の打ち合わせ	福岡福岡市	自 22年 5 月 10 日 至 22年 5 月 10 日	1 日間			
22.5.19	社会福祉カードに関する 実証事業実施地の打ち合わせ	鳥根早雲市	自 22年 5 月 20 日 至 22年 5 月 21 日	2 日間			
22.5.21	社会福祉カードに関する 実証事業実施地の打ち合わせ	福岡福岡市	自 22年 5 月 23 日 至 22年 5 月 24 日	2 日間			
22.5.24	第14回日本経済新聞等 春季大会	香川県高松市	自 22年 5 月 28 日 至 22年 5 月 29 日	2 日間			
22.6.30	和歌山県情報化推進 協議会主催の講演会への 出席	和歌山県和歌山市	自 22年 7 月 1 日 至 22年 7 月 1 日	1 日間			
22.7.16	長崎県下における産業振興 の取組情報連携に関する 検討会への出席	長崎県長崎市	自 22年 7 月 20 日 至 22年 7 月 21 日	2 日間			

備考 1. 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。

2. 旅行命令等を変更の場合には、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載すること。
3. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることとその他の所要の調整を加えることができる。
4. 電磁的記録により作成する場合における認印は、氏名又は名称を明らかにする措置であつて各庁の長が定めるものをもつて当該認印に代えることができる。

別表第一 (乙)

No.

発令 年月日	用務	用務先	旅行期間	旅行命令権者の 認印	旅行者の 認印	支出 等の認 印	概算・払		精算・払		備考
							年月日	金額	年月日	金額	
22.9.6	早秋22年度「地域・新成長産業創出推進事業(健康・福祉・農業)」標準研修講師(佐賀県)	香川県 高松市	自22年9月16日 至22年9月16日 1日間								主催者負担
22.9.9	秋田県医療情報技術者派遣事業(22年度第1回研修会)における講師	秋田県 秋田市	自22年9月30日 至22年10月1日 2日間								主催者負担
22.10.15	「電子化された医療情報の利用と今後の展望」における講師	愛知県 岡崎市	自22年10月22日 至22年10月23日 2日間								主催者負担
22.11.17	「地域・新成長産業創出推進事業」及び「医療情報技術者研修会」における講師	長崎県 長崎市	自22年11月26日 至22年11月27日 2日間								主催者負担
22.11.29	早秋22年度「地域・新成長産業創出推進事業(健康・福祉・農業)」第2回標準研修講師(佐賀県)	香川県 高松市	自22年12月5日 至22年12月7日 3日間								主催者負担
22.1.28	第5回 MIRT 公開セミナーにおける講師	長崎県 佐世保市	自23年2月10日 至23年2月11日 2日間								主催者負担
			自 年 月 日 至 年 月 日 日間								
			自 年 月 日 至 年 月 日 日間								

備考 1. 旅行命令等を変更の場合には、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載すること。

2. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

3. 電磁的記録により作成する場合における認印は、氏名又は名称を明らかにする措置であつて各片の長が定めるものをもつて当該認印に代えることができる。

旅行命令依頼簿

別表第一(甲)

No.

所属部局課 (又は所属団体)		政策統括官付 情報政策担当参事官室		住所 (又は居所)		東京都千代田区霞が関1-2-2						
官職(又は職業)		厚生労働事務官		氏名		中安 一幸		職務の級		[Redacted]		
発令年月日	用務	用務地	旅行期間	旅行命令 発行者の 印	旅行者 の印	支出費 等の印	概算 年月日	概算 金額	精算 年月日	精算 金額	備考	級
H24.12.3	SAML-WGインナーへの 出席	東京都港区	自 24年 12月 7日 1日間 至 24年 12月 7日	[Redacted]							当日直帰	
H25.1.10	※8回 SAML-WGへの 出席	東京都千代田区	自 25年 1月 17日 1日間 至 25年 1月 17日	[Redacted]							当日直帰	
			自 年 月 日 至 年 月 日									
			自 年 月 日 至 年 月 日									
			自 年 月 日 至 年 月 日									
			自 年 月 日 至 年 月 日									
			自 年 月 日 至 年 月 日									
			自 年 月 日 至 年 月 日									

中安補佐が行った講演・シンポジウム等

1. 調査方法

- ・インターネットでの検索、及び旅行命令簿を元に把握することができた、平成22年度から平成27年9月までに中安が行ったものと思われる講演・シンポジウムを記載。
- ・また、平成25年5月以降については、室の予定表が残っており、予定表に記載されている内容から出張、講演、打ち合わせ等による外出と認められるものを加えた。

※1 予定表において、厚生労働省以外の場所の予定は、外出とし、行き先不明のものは「旅行命令の記録なし」と取り扱った。

※2 予定表において、往復100km以上と未満の予定が両方ともある日については、「旅行命令の記録なし」の方にのみ加えた。

- ・謝金及び旅費については、主催団体等からの聞き取りによる。

※中安補佐より、平成22年度からこれまで贈与等報告書(5,000円以上の報酬等)は提出されていない。

2. 講演・シンポジウム等の日数

(単位:日)

年度	勤務日			勤務日外のもの	計	講師謝金あり (5,000円以上)
	旅行命令の記録あり	旅行命令の記録なし (往復100km以上)	往復100km未満			
平成22年度	16	1	0	10	27	4
平成23年度	0	2	0	2	4	0
平成24年度	2	2	1	4	9	3
平成25年度	0	36	61	14	111	13
平成26年度	0	56	65	16	137	12
平成27年度	0	8	1	4	13	5
計	18	105	128	50	301	37

金額計 1,403,587円
(一部旅費部分あり)

出勤簿上は出勤扱い